資料３

練馬区第５次一般廃棄物処理基本計画
素案（案）

令和８年（2026 年）12 月

練　馬　区

目　次

第１章　計画策定について 1
　１　はじめに 1
　２　計画の位置付け 3
　３　計画期間 4
　４　対象地域・対象廃棄物 4
　５　計画の評価・点検方法 4

第２章　練馬区を取り巻く現状 6
　１　国の動向 6
　２　東京都の動向 8
　３　23 区の動向 8

第３章　第４次一廃計画の進捗状況 10
　１　計画で定める指標の進捗状況 10
　２　主な施策の進捗状況 13

第４章　取り組むべき主な課題 19
　１　食品ロスの削減 19
　２　分別の徹底 22
　３　新たな品目の資源化 25
　４　事業系ごみの減量・適正処理 26

第５章　基本理念と基本方針 28
　１　基本理念 28
　２　基本方針 29
　３　計画指標と目標値 30

第６章　施策と取組 32
　基本方針Ⅰ　リデュース・リユースの推進 33
　基本方針Ⅱ　リサイクルの推進 36
　基本方針Ⅲ　適正処理の推進 38
　基本方針Ⅳ　情報発信の充実・協働の推進 41

第７章　生活排水処理基本計画 43
　１　生活排水処理の現状 43
　２　生活排水処理基本計画 44

第８章　資料編 45
　１　区の概要 45
　２　資源・ごみの状況 48
　３　現状のまま推移した場合の資源・ごみ量推計 54
　４　ごみ減量・資源化の目標設定 56

第1章　計画策定について

1　はじめに

(1) 計画策定の背景

国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、関連施策を推進しています。令和元年 10 月には、国民運動として食品ロスの削減を推進するため「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。）」を施行しました。また、令和４年４月には、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体で資源循環を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」を施行しました。

令和６年８月に策定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けて、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を掲げています。また、脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、令和７年 11 月に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和６年法律第 41 号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）」を全面施行し、資源循環産業の発展に向けた取組を進めています。

東京都は、令和８年３月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進めるとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指しています。

区は、平成 29 年３月に、平成 29 年度から令和８年度までの 10 年間を計画期間とする練馬区第４次一般廃棄物処理基本計画（以下「第４次一廃計画」という。）を策定し、みどりあふれる循環型都市をめざして、区民・事業者と連携しながらごみの減量とリサイクルの推進に取り組んできました。

第４次一廃計画では、計画策定からおおむね５年後に見直しを行うこととしていました。しかしながら、コロナ禍において、人々の生活様式や事業活動が大きく変化し、家庭ごみの増加や事業系ごみの減少など、これまでの傾向とは異なるごみの排出状況となりました。このような状況のもと、ごみ量や資源回収量の将来の見通しを適切に評価することが困難であったことから、令和３年度に予定していた計画の見直しを見送りました。その後、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられ、人々の生活様式や事業活動は、コロナ禍前に近い状況へと移行していきました。また、循環経済への転換や脱炭素化の推進など、区を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況を踏まえるとともに、第４次一廃計画の計画期間が令和８年度で終了することから、更なるごみの減量とリサイクルを推進するため、練馬区第５次一般廃棄物処理基本計画（以下「第５次一廃計画」という。）を策定します。

（2）23 区における清掃リサイクル事業の仕組み

清掃事業は、ごみの収集・運搬、中間処理（焼却や破砕等）及び最終処分（埋立）の過程から成り、区市町村の事務とされています。

23 区では、収集・運搬は各区が行い、中間処理は 23 区の共同処理として「東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）」が行っています。最終処分は 23 区と清掃一組が埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。

また、ごみ減量施策やリサイクル事業については、各区が取組を進めています。

図表 1　23 区におけるごみ処理の役割

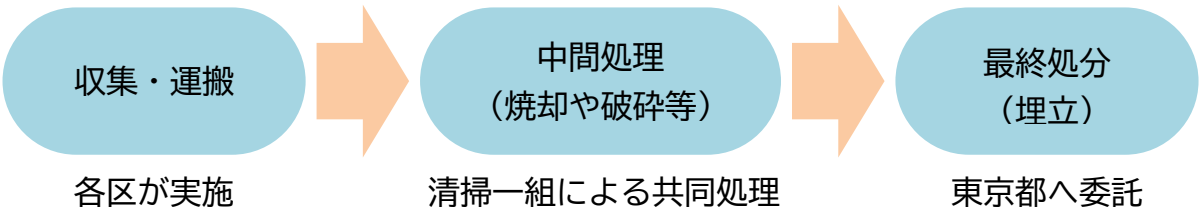

２　計画の位置付け

第５次一廃計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条と、練馬区廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 11 年練馬区条例第 56 号。以下「廃棄物処理条例」という。）第 18 条の規定に基づき策定するものです。

練馬区環境基本計画 2023（令和５年９月）で掲げる分野ごとの施策「清掃・リサイクル」を具体化する個別計画として位置づけます。

また、練馬区リサイクル推進条例（平成 11 年練馬区条例第 55 号）第 20 条に定める「練馬区リサイクル推進計画」及び食品ロス削減推進法に基づく「練馬区食品ロス削減推進計画」を包含します。

計画策定にあたっては、国の廃棄物処理法基本方針等を踏まえるとともに、東京都及び清掃一組の廃棄物処理計画と整合を図っています。

図表 ２　一廃計画の位置付け

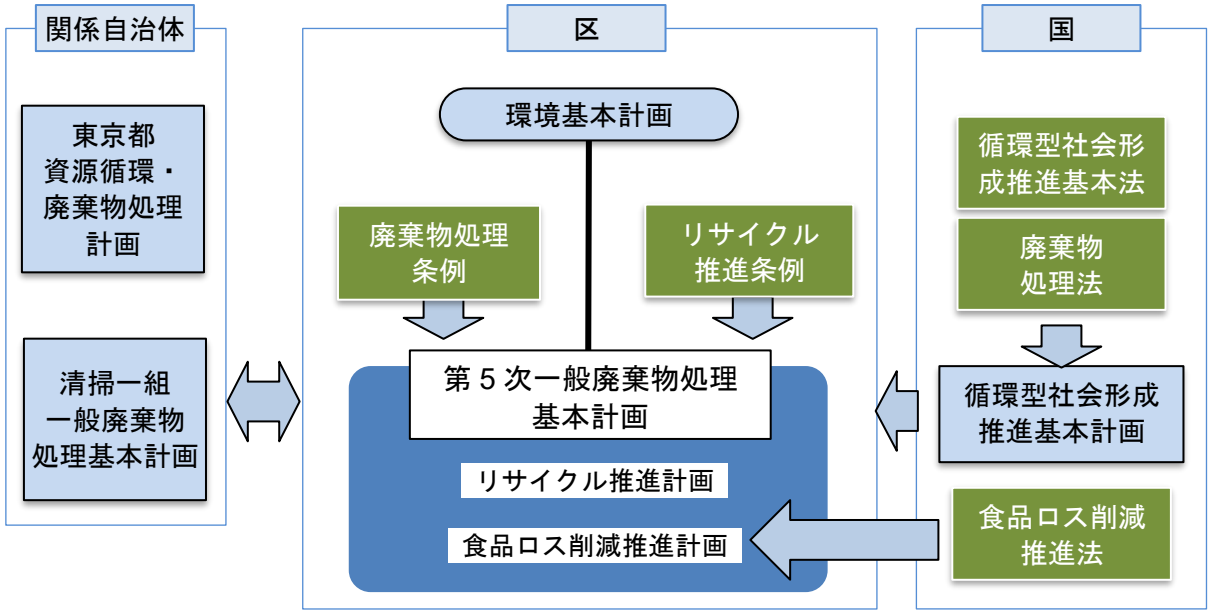

3　計画期間

計画期間は、令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間とします。また、おおむね５年ごと、あるいは法制度や社会状況など諸条件に大きな変更があった場合には計画を改定します。

4　対象地域・対象廃棄物

対象地域は練馬区全域とします。対象廃棄物は区内で排出される一般廃棄物で、産業廃棄物は除きます。

図表 3　対象廃棄物

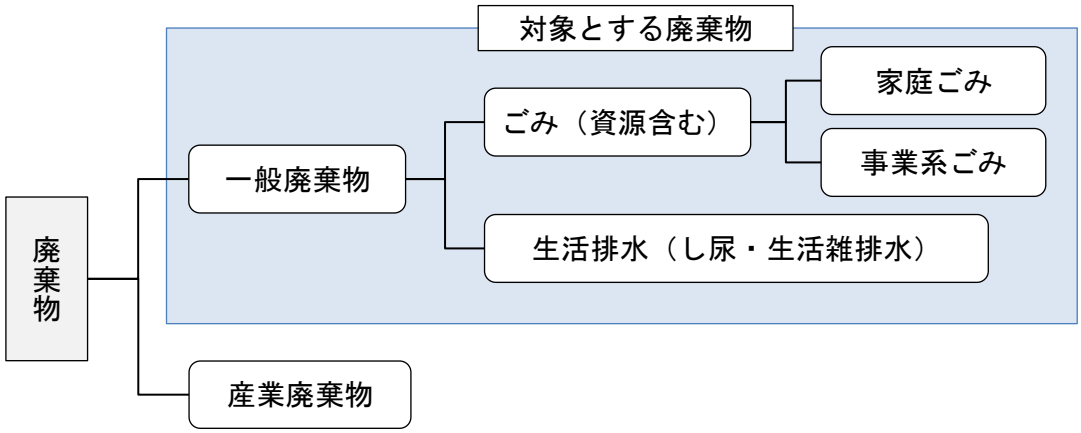

5　計画の評価・点検方法

(1) 年度ごとの取組の評価

第５次一廃計画における取組の進捗状況を毎年度評価・点検し、区民・事業者等で構成する練馬区環境審議会にその結果を報告します。評価結果は公表し、必要に応じて取組項目を見直し、毎年度の取組へ反映します。

(2) 計画の改定時の評価

第５次一廃計画の改定にあたっては、区内の資源・ごみの排出状況や区民・事業者の意識・行動について実態調査・分析を行い、これまでの取組を評価した上で、改定計画に反映させます。

コラム：環境都市練馬区宣言

温室効果ガスの削減、資源の循環的な利用、生態系の保全など、持続可能な社会づくりは国際的な取組課題になっています。

区は、平成 18 年に練馬区環境基本条例（平成 18 年練馬区条例第 58 号）を制定し、区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定めるとともに、環境都市練馬区宣言（平成 18 年８月１日）を宣言しています。

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっています。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、

みどりや水と共生する美しいまち
安全で健康に暮らせる生活環境のまち
資源やエネルギーを大切にする循環のまち
環境にやさしいこころを育み行動の環が広がるまち

を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成 18 年８月１日

練　馬　区

第2章　練馬区を取り巻く現状

1　国の動向

(1) 関係法令の整備

①　食品ロス削減推進法の制定

食品ロス削減推進法は令和元年 5 月に制定され、同年 10 月に施行されました。同法は、まだ食べられる食品が廃棄される食品ロスの削減を国民運動として推進し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的としています。主な内容として、国・地方公共団体・事業者・消費者の責務や役割を明確化するとともに、政府による基本方針の策定、地方公共団体による食品ロス削減推進計画の策定、消費者教育・普及啓発、食品関連事業者等の取組支援、食品の寄附の促進などを定めています。

②　プラスチック資源循環促進法の制定

プラスチック資源循環促進法は令和 3 年 6 月に制定され、令和 4 年 4 月に施行されました。同法は、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理まで、ライフサイクル全体で資源循環を促進し、循環型社会の形成に寄与することを目的としています。主な内容として、環境配慮設計の推進、使い捨てプラスチックの使用合理化、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、製造・販売事業者等による自主回収・再資源化の促進などを定めています。

③　再資源化事業等高度化法の制定

再資源化事業等高度化法は、令和 6 年 5 月に制定され、令和 7 年 2 月に一部施行、11 月に全面施行されました。同法は、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、再生資源の質と量の確保と脱炭素化を一体的に推進し、効率的で高度な資源循環を実現することを目的としています。主な内容として、国による基本方針の策定、廃棄物処分業者の再資源化に関する判断基準の設定、大規模な産業廃棄物処分業者の再資源化状況の報告・公表、高度な再資源化事業に対する認定制度や廃棄物処理法の特例措置などが定められています。

④　廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法が令和８年９月に改正されました。改正の目的の１つとして、能登半島地震等の教訓を踏まえた災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理と、平時からの処理体制の強化があります。主な内容として、市町村の一般廃棄物処理計画への災害対策の記載義務化、地方公共団体と民間事業者等との災害支援協定の締結促進などが盛り込まれました。また、使用済み金属・プラスチック等の不適正な保管・再生による生活環境への悪影響を防止するため、スクラップヤード等での保管・再生事業への許可制導入、保管・再生基準の遵守義務化なども追加されました。

（2）第五次循環型社会形成推進基本計画の策定

国は循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月閣議決定）を策定しました。

計画では、循環型社会の形成に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが重要であると位置づけています。

図表 ４　循環経済（サーキュラーエコノミー）の概念図

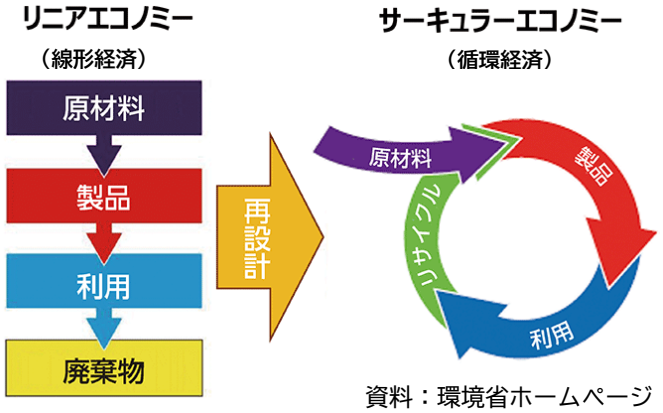

資料：環境省ホームページ

２　東京都の動向

東京都は、令和元年５月、2050 年に CO_2 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を宣言しました。令和元年 12 月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、その実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップを示しました。気候危機の深刻化や社会情勢等の大きな変化を踏まえ、取組を一層加速するため、令和７年３月に「ゼロエミッション東京戦略　Beyond カーボンハーフ」を策定し、2035 年度までに温室効果ガス排出量を 2000 年比で 60%以上削減する新たな目標と、その達成に向けた 31 の個別目標を設定し、施策を推進しています。

令和 8 年 3 月に策定した廃棄物分野における個別計画である東京都資源循環・廃棄物処理計画では、2035 年度に食品ロス発生量を 2000 年度比 65%削減、家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量を 2017 年度比 50%削減などを目標に掲げ、資源ロス削減と循環利用の強化･徹底など主要施策の方向性を示しています。

３　23 区の動向

23 区は、ごみ減量施策を各区が担い、ごみの中間処理を共同で清掃一組が行っています。

清掃一組は令和８年７月に清掃工場等の施設整備計画を含む、一般廃棄物処理基本計画（第６次）（以下「清掃一組一廃計画」という。）を策定しました。

清掃一組一廃計画の検討にあたっては、23 区のごみ量について、１人あたりの排出量は減少傾向にあるものの、人口増に伴う総排出量の増加が見込まれることや、今後、清掃工場の建替え時期が集中することから、全量焼却体制を維持するため、現在使用していない灰溶融炉を焼却炉として置き換え可能な５工場における焼却能力拡大を中心に、23 区として議論を進めてきました。

また、施設整備費の高騰への対応や更なるごみ減量施策の必要性から、23 区一斉開始を想定する３つの施策（①資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制、②廃棄物処理手数料の増額、③家庭ごみの有料化）について検討を進め、①及び②については、ロードマップを策定して着実に進めることとし、③については、引き続き、実現に向けた検討を進めることを確認しました。

23 区では、各区が進めるごみ減量施策に加え、23 区一斉に開始を想定するごみ減量施策について協力して取り組んでいきます。

コラム：“最後”の埋立処分場とごみ減量

私たちが毎日の生活で出しているごみは、収集された後、どこへ運ばれているのでしょうか。

練馬区をはじめとする東京 23 区から出されたごみは、燃やすごみは清掃工場で焼却処理され、燃やさないごみや粗大ごみは、破砕・選別などの処理が行われています。こうした処理によって、ごみの量は大幅に減らされますが、それでも焼却灰や資源として利用できないものなどが残ります。これらは、最終的に東京港にある都の管理する埋立処分場へ運ばれ、埋め立てられています。

東京 23 区のごみの最終処分場として、1977（昭和 52）年から埋立てが始まったのが「中央防波堤外側埋立処分場」です。その後、1998（平成 10）年には、新たに整備された「新海面処分場」で焼却灰の埋立てが始まりました。

しかし、東京港に新しい処分場をつくることは、船舶の航行や港湾機能、環境保全などの面から極めて難しく、新海面処分場は東京港につくることができる最後の埋立処分場とされています。つまり、現在の処分場がいっぱいになっても、次の処分場を簡単につくることはできないのです。

この大切な処分場を一日でも長く使い続けるためには、私たち一人ひとりの行動が重要です。まず、必要以上にものを買わない、食品を無駄にしないなど、ごみそのものをできるだけ出さないこと。そして、使えるものは繰り返し使い、資源になるものはきちんと分別してリサイクルすることが大切です。

ごみを減らし、資源を大切に使うことが、東京港の最後の埋立処分場を守り、将来の世代へ引き継ぐことにつながります。



第3章　第４次一廃計画の進捗状況

１　計画で定める指標の進捗状況

第４次一廃計画では、「区民１人１日あたりのごみ収集量」及び「リサイクル率」を指標として令和８年度目標を設定しました。第４次一廃計画の指標の進捗状況は図表 ５のとおりです。

図表 ５　第４次一廃計画の指標の進捗状況

指標	令和８年度 目標	令和７年度 実績	達成状況
区民１人１日あたりのごみ収集量	443g/人日以下	419g/人日	達成
リサイクル率	25.2%以上	24.5%	未達成

(1) 区民１人１日あたりのごみ収集量

区民１人１日あたりのごみ収集量は、図表 ６のとおりコロナ禍で一時的に増加したものの減少傾向にあります。令和５年度には、436g/人日となり、令和８年度の目標値を前倒しで達成し、その後も減少しています。

図表 ６　指標「区民１人１日あたりのごみ収集量」の状況

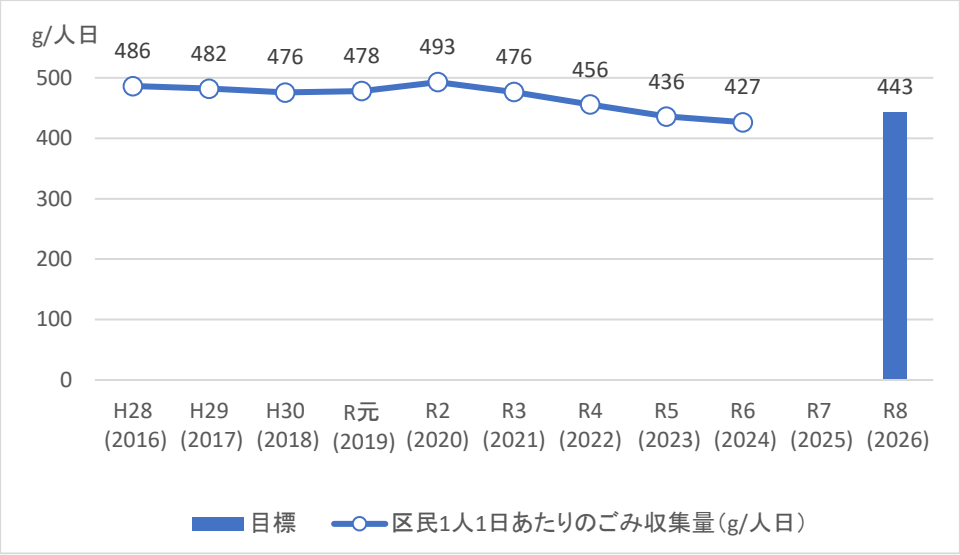

主な要因としては以下が考えられます。

①　区民・事業者によるごみ減量の取組

区民・事業者によるごみの減量とリサイクルへの協力によりごみ量が減少したものと考えられます。

②　区による資源化施策の推進

重点取組として進めてきた「不燃ごみの資源化」の取組により、不燃ごみの量は平成 27 年度 5,190ｔから令和７年度 2,077ｔと 10 年間で 3,113ｔ減少しています。

粗大ごみについては、令和３年度まで増加傾向にありましたが、「粗大ごみに含まれるプラスチック製衣装ケースの資源化」などの取組により、令和３年度に 5,583ｔであったものが令和７年度には 4,901ｔまで減少しました。

(2) リサイクル率

リサイクル率は、図表 7 のとおりおおむね横ばいで推移しています。令和 7 年度は、24.5%となり、令和８年度の目標値を 0.7 ポイント下回っています。

図表 7　指標「リサイクル率」の達成状況

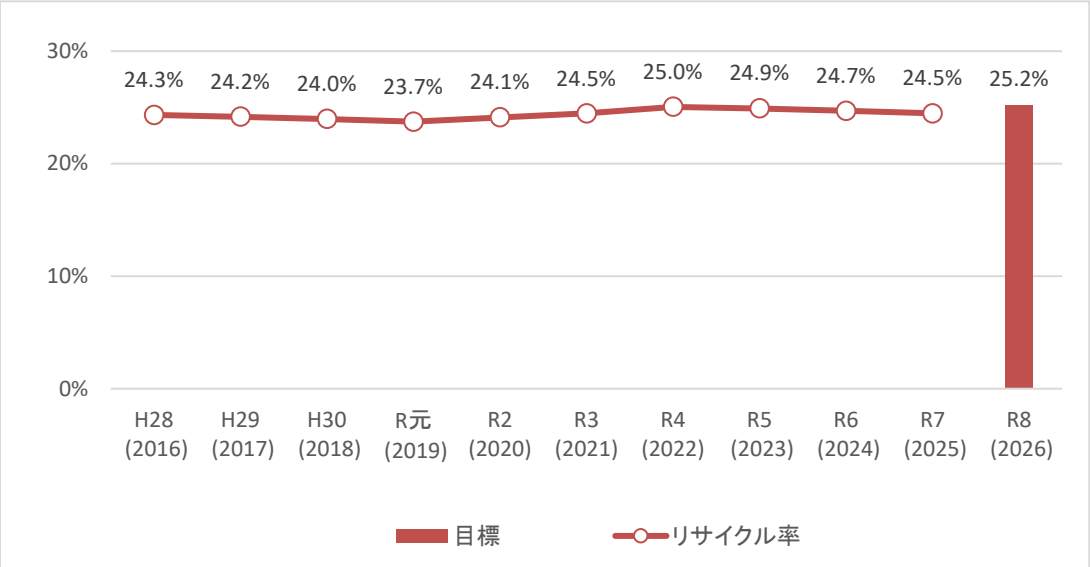

主な要因としては以下が考えられます。

① 古紙の回収量の減少

古紙の回収量は、平成 27 年度 26,553ｔから令和７年度 20,073ｔと 10 年間で 6,480ｔ減少しています。

品目別では、ダンボールはインターネットショッピングの普及に伴い回収量が増加しています。一方、デジタル化の進展により新聞・雑誌の発行部数は減少し、これに伴い回収量も減少を続けています。資源回収量の５割以上を占める古紙全体の回収量が減少傾向にあるため、分別・資源化の取組を進めても、リサイクル率が増加しにくい構造となっています。

② 区による資源化施策の推進

古紙の回収量が減少する中にあっても、リサイクル率は 24％台を維持しています。重点取組として掲げた「不燃ごみの資源化」を令和４年度から開始するとともに、令和６年度からは「粗大ごみに含まれるプラスチック製衣装ケースの資源化」を開始するなど様々な取組を進めてきました。

その結果、令和７年度の不燃ごみからの資源回収量は 1,097ｔ、粗大ごみからの資源回収量は 671ｔとなりました。

2　主な施策の進捗状況

第 4 次一廃計画では４つの基本方針のもと、10 の施策と 20 の取組を定めています。各施策と取組における進捗状況は以下のとおりです。

（カッコ内は令和 7 年度の実績数値）

基本方針Ⅰ　ごみの発生抑制・再使用の促進

施策と取組

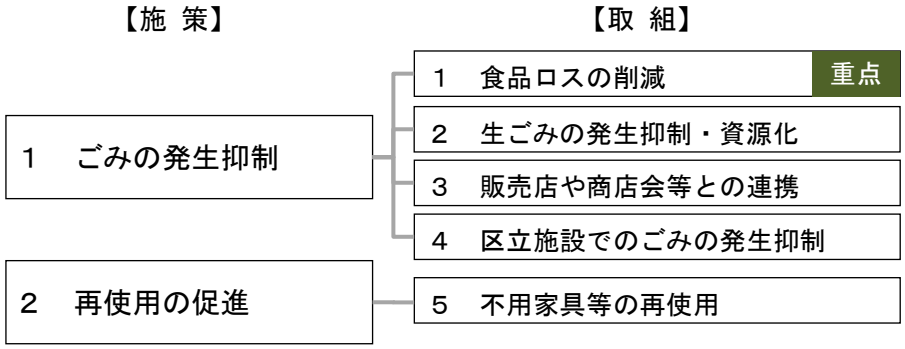

進捗状況

取組１　食品ロスの削減【重点】

○「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」や区ホームページ等で周知
○エコクッキング教室を開催（44 回）
○リサイクルセンター4 か所に常設窓口を設け、フードドライブ事業を実施
（706 件　6,327 点　1,820.7 ㎏）
○食品ロス削減に取り組む区内飲食店を「おいしく完食協力店」として登録し、ホームページで周知。食育に取り組む「ねりまの食育応援店」とともに、「ねりま食べきりキャンペーン」を開催

取組２　生ごみの発生抑制・資源化

○情報発信・周知の充実
・「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」や区ホームページ等で周知
・生ごみの水切りについて区役所本庁舎アトリウムでのパネル展示により周知
・「３キリ運動」について、区公式 YouTube、区ホームページ等で動画を配信
・生ごみ堆肥づくり及びダンボールコンポストの作り方について、区ホームページ等で周知
○リサイクルセンターで生ごみ堆肥づくり等の環境・リサイクルに関する講座等を実施（講座数　571 講座　6,258 人、生ごみ堆肥化講座　4 講座　35 人）
○生ごみ処理機の貸出し（53 件）
○生ごみ処理機及び生ごみコンポスト化容器のあっせん（77 件）

取組３　販売店や商店会等との連携

○プラスチックごみの減量等について区ホームページで周知

（続き）

基本方針Ⅰ　ごみの発生抑制・再使用の促進

進捗状況

取組４　区立施設でのごみの発生抑制

○区立施設職員からの個別相談を実施
○練馬区環境基本計画 2023 に基づき、区立施設での廃棄物削減の取組を実施
（廃棄物排出量　2,427t）
○小中学校の栄養教諭及び栄養士を対象に、生ごみ減量に向けた講演を実施

取組５　不用家具等の再使用

○区内４か所のリサイクルセンターで、再使用家具等を展示・販売
（展示　6,020 点、販売　5,997 点）
○区立施設 17 か所で大型生活用品リサイクル情報掲示板を掲出
（譲ります 64 件（うち成立件数 28 件）、譲ってください５件（うち成立件数０件））
○民間事業者と協定を締結し、リユース促進事業を実施
○リサイクルセンターにおける再生品（古布を利用した布ぞうり、リバーシブル帽子、ショッピングバッグなど）の展示や、情報誌「ゆずりは」での周知

基本方針Ⅱ　多様な資源循環の推進

施策と取組

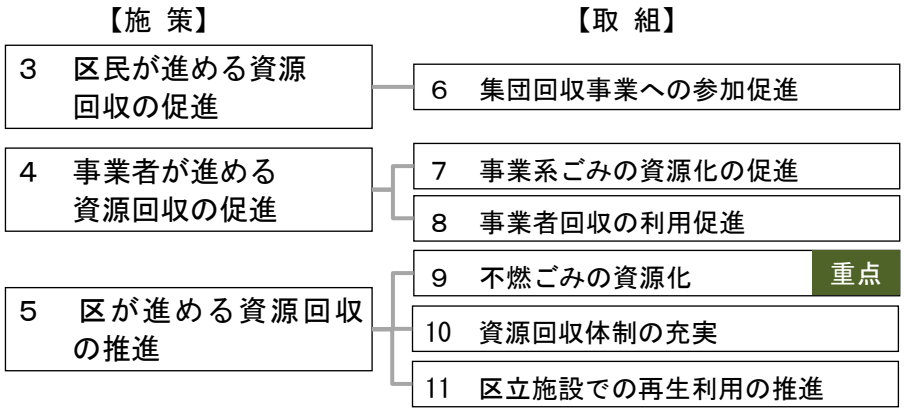

進捗状況

取組６　集団回収事業への参加促進

○集団回収実践団体を増やすため地域への周知を実施、活動団体に作業用品を支給（登録団体　653 団体、回収量　7,134t）
○区内登録業者と契約し回収を実施した団体に、回収量の 10%分を加算した報奨金を支給
（区内登録業者利用団体（令和７年１～６月）522 団体、3,161t 回収
（令和７年７～12 月）520 団体、3,059t 回収）
○令和７年７月から、雑誌・雑がみの報奨金を６円から８円に増額

（続き）

基本方針Ⅱ　多様な資源循環の推進

進捗状況

取組７　事業系ごみの資源化の促進

○事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者を対象に、講習会を年２回オンラインで開催（対象者　274 名、受講者　224 名）

○商店街オフィスリサイクル事業を継続
（オフィス古紙　7t、商店街ダンボール　28t）

取組８　事業者回収の利用促進

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律における事業者責任の強化等について、全国都市清掃会議を通じて国へ要望

○製品プラスチックを再資源化するための再資源化ルートの整備、財政支援等に関し、国の役割を果たすことについて、特別区長会を通じて国へ要望

○店頭回収を行っている品目について「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」で周知

取組９　不燃ごみの資源化【重点】

○令和４年度から、不燃ごみに含まれる金属類、小型家電等の資源化を本格実施
（資源化量　1,097ｔ、資源化率　34.6%）

取組 10　資源回収体制の充実

○令和７年度から、古着・古布の回収拠点を２か所増設（計 34 か所）

○民間事業者と連携して、回収したペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトル to ボトル」の取組を実施

○令和８年３月に民間事業者と協定を締結し、使用済み食用油を持続可能な航空燃料（SAF）に資源化する取組を令和８年度から実施

○令和５年度から、粗大ごみに含まれるプラスチック製衣装ケースの資源化を実施

取組 11　区立施設での再生利用の推進

○区立施設で、古紙や生ごみの資源化を実施
（資源回収量　本庁舎　295,053 ㎏、その他区立施設　617,764 ㎏）
（生ごみ資源化　回収量　997ｔ（「練馬の大地」生成量　258ｔ））

基本方針Ⅲ　適正処理の推進

施策と取組

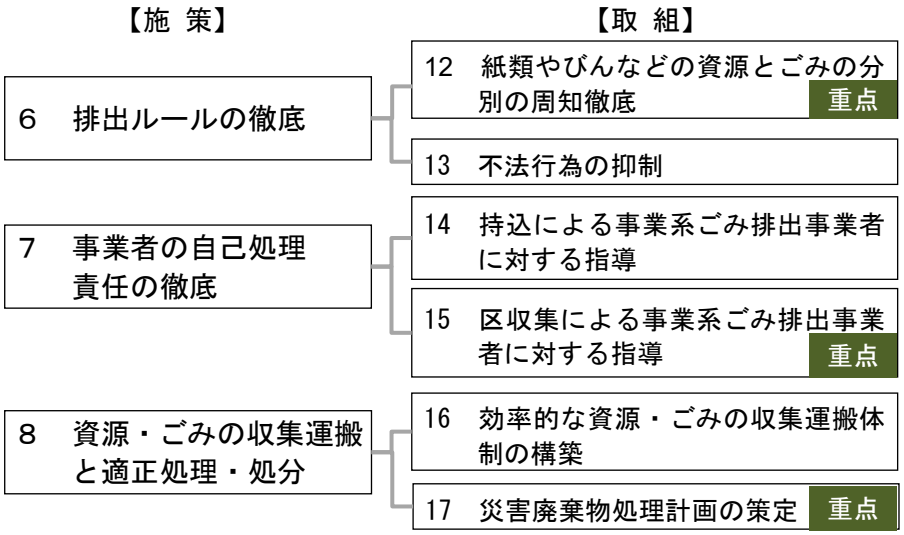

進捗状況

取組 12　紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底【重点】

○情報発信・周知の充実
- 「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」を作成・配付、簡易版は日本語、英語、中国語、韓国語等９言語に対応
- 分別と排出方法について、区ホームページ、区報及び「練馬区資源・ごみ分別アプリ」で周知
- 雑がみ袋の作り方等について、区公式 YouTube、区ホームページで動画を配信
- 区ホームページ、「練馬区資源・ごみ分別アプリ」、SNS 等を通じて清掃リサイクル事業に関する情報を発信

○資源やごみの分別ルールを周知するため、青空集会を実施（76 回　2,241 人）

○分別されていないごみや分別の異なるごみに警告シールを貼付し、適切な排出を促進

取組 13　不法行為の抑制

○不法投棄警告看板の配布、安全安心パトロールとの連携
（不法投棄警告看板配布　166 枚、不法投棄物収集　828 件）

○青色回転灯を装備した清掃事務所車両によるパトロールを実施

取組 14　持込による事業系ごみ排出事業者に対する指導

○延床面積 1,000 ㎡以上の事業用大規模建築物に対する立入検査･指導を実施し、ごみの適正処理及び３Ｒを促進（163 件）

○収集運搬事業の許可事業者に対し、許可更新時の立入検査等を通じて、排出事業者への資源の分別徹底の働きかけを指導（17 件）

（続き）

基本方針Ⅲ　適正処理の推進

進捗状況

取組 15　区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導【重点】

○小中規模事業者に対する排出調査及び指導
　（直接指導　昼間　861 か所　夜間　462 か所）
　（ビラ指導　昼間　692 か所　夜間　163 か所）
○１回の排出量が 30kg 以上の排出事業者に対し、一般廃棄物処理業の許可事業者による収集への移行を指導
○有料ごみ処理券を未貼付で排出している事業者に対する指導

取組 16　効率的な資源・ごみの収集運搬体制の構築

○適切な作業計画に基づく、資源・ごみの収集運搬
○練馬区環境まちづくり公社に、可燃ごみの収集の一部及び粗大ごみの収集を委託
○東京都環境衛生事業協同組合練馬区支部に、容器包装プラスチックの回収を委託
○資源の中間処理委託業者の施設において処理状況を確認

取組 17　災害廃棄物処理計画の策定【重点】

○令和６年度に、練馬区災害廃棄物処理計画を策定
○令和８年３月に、民間事業者等４者と災害時に発生する廃棄物の処理に関する協定を締結

基本方針Ⅳ　情報発信及び参画・連携体制の充実

施策と取組

【施　策】	【取　組】
9　普及啓発や環境教育の推進	18　広報・ＰＲ活動、環境学習の充実
10　区民・事業者との協働	19　区民活動への支援の充実
	20　事業者活動の活性化への支援

進捗状況

18　広報・ＰＲ活動、環境学習の充実

○照姫まつりや練馬まつりなどのイベントにおいて、清掃リサイクル事業の紹介や分別ルールの周知など普及啓発活動を実施
○区内４か所のリサイクルセンター及び練馬区資源循環センターにおいて、施設見学、環境・リサイクルに関する各種講座や出前講座を実施
　（環境・リサイクルに関する講座　571 講座　6,258 人、出前講座等環境教室　延べ 22 施設　507 人）
○区立小学校４年生や区立保育園・幼稚園園児等を対象にふれあい環境学習を実施（ふれあい環境学習　166 回　12,391 人）
○美化活動月間の清掃活動の呼びかけや研修会の実施

（続き）

基本方針Ⅳ　情報発信及び参画・連携体制の充実	
進捗状況	○分別と排出方法について「練馬区資源・ごみ分別アプリ」で周知 （令和７年度末時点での累計ダウンロード数　71,761 件） **19　区民活動への支援の充実** ○リサイクル・マーケット主催団体に対し、開催に伴う区立公園使用許可の代行申請やリサイクル・マーケット開催の区報掲載等を支援 ○集団回収登録団体やリサイクル・マーケット実施団体を紹介 ○集団回収の地域懇談会の開催及び作業用品の支給 **20　事業者活動の活性化への支援** ○「ごみ減量・リサイクルハンドブック」において、事業者によるごみの減量やリサイクルの取組事例を紹介

第4章　取り組むべき主な課題

第４次一廃計画に基づく取組により、ごみの減量やリサイクルの推進に一定の成果が見られました。一方で、引き続き取り組む必要がある課題や新たな課題も生じています。これらの課題や区を取り巻く状況の変化を踏まえ、更なるごみの減量とリサイクルの推進に向け、今後取り組むべき主な課題を整理します。

1　食品ロスの削減

(1) 食品ロス発生の現状

家庭からの食品ロスの推定排出量は約 8,000t

「令和 7 年度練馬区一般廃棄物に関する調査（以下「令和 7 年度基礎調査」という。）」によると、可燃ごみの中には未利用食品が 4.7%、食べ残しが 2.6%含まれていました。

令和７年度の区収集可燃ごみ（107,658ｔ）に含まれる食品ロス（未利用食品及び食べ残し）の量は、約 8,000ｔと推計されます。（図表 8）

図表 8　可燃ごみ中の食品ロスの割合

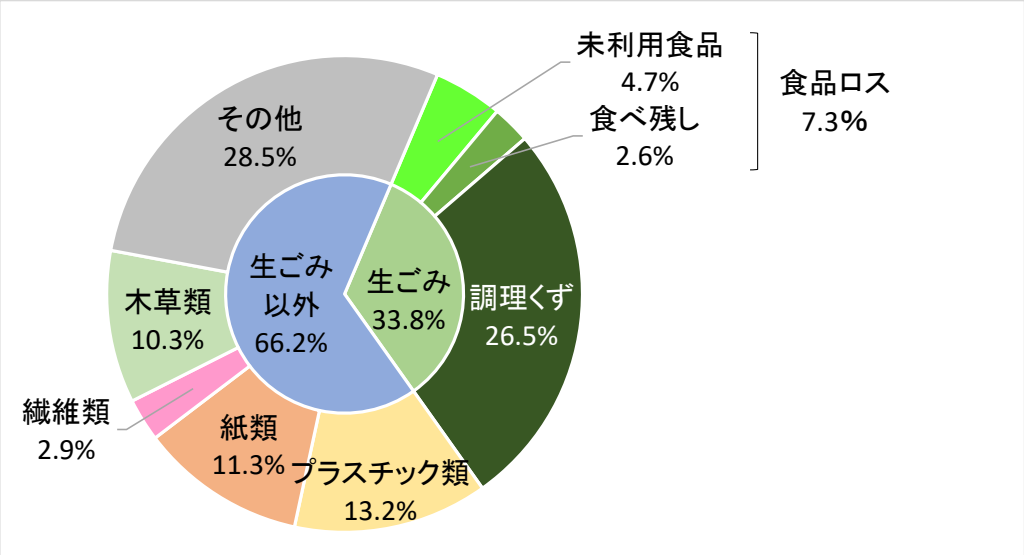

資料：令和 7 年度基礎調査

事業系食品ロスの排出量は推定約 5,100t

事業系の食品ロス量は、東京都が公表している都内事業系食品ロス量 20.5 万ｔ（令和 5 年度）をもとに、東京都全体と練馬区の事業所数の比率から算出すると約 5,100t と推計されます。

（2）区民の意識・行動の現状

食品ロス排出の主要因は未利用食品の廃棄

令和７年度基礎調査によると、まだ食べられる（又は食べられた）食材や食品を「たまに捨てる」が 56.0%、「よく捨てる」3.2%、「時々捨てる」17.0%であり、合わせると 76.2%となっています。家族構成別に見ると、「よく捨てる」「時々捨てる」が、「親と未婚の子どもの２世代」の層で他の家族構成よりも高くなっています。（図表 9）

図表 9　排出状況（家族構成別）

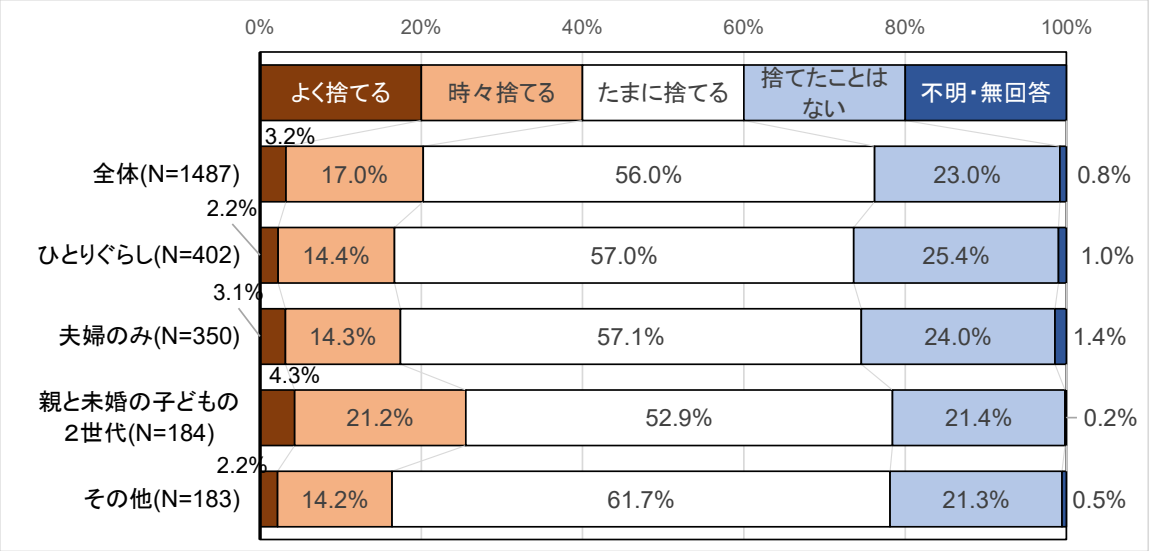

資料：令和７年度基礎調査

食材や食品を捨ててしまう理由としては、「傷んでしまった（腐ったりカビが生えたりするなど）から」が 76.5%と最も多く、「消費期限がきれたから」が 44.5%、「賞味期限がきれたから」が 33.8%などの順となっています。（図表 10）

図表 10　捨てる理由

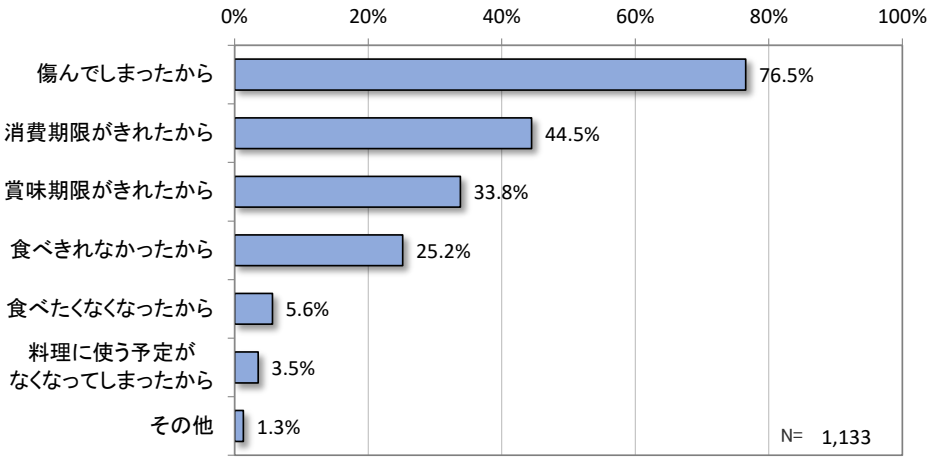

資料：令和７年度基礎調査

何らかの形で食品ロスの削減に取り組む区民の割合は 88.9%

家庭内で食品ロスや調理くずを出さないための工夫としては、「食材を多量に買いすぎず、計画的に購入する」が 57.6%と最も多く、「余った食材を冷凍などして長持ちさせる」が 52.0%などの順となっています。（図表 11）

また、食品ロスを削減するための取組を実施している区民の割合（図表 11 の※印の選択肢のいずれかを選んだ割合）は、88.9%でした。

図表 11　食品ロスや調理くずを出さないための工夫

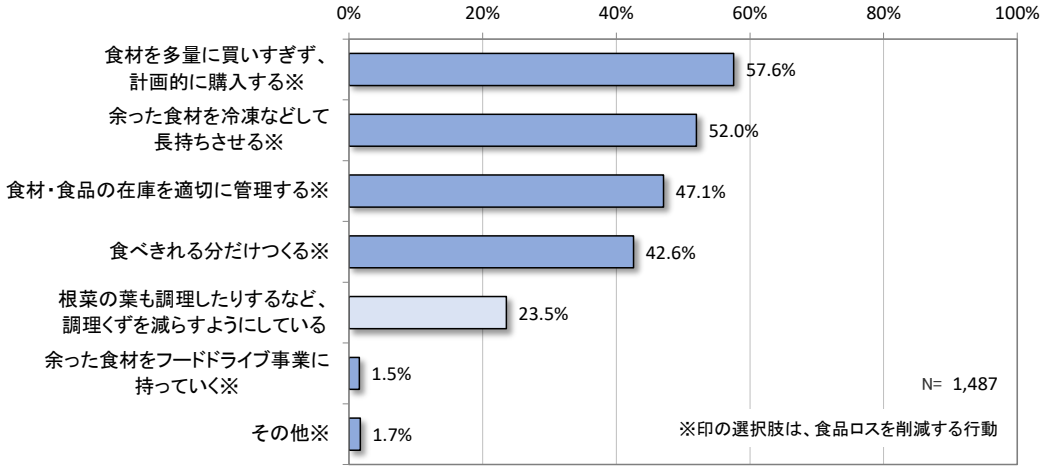

資料：令和 7 年度基礎調査

（3）事業者の意識・行動の現状

食材や食品を扱う事業所の約半数で消費・賞味期限切れによる食品ロスが発生

令和 7 年度基礎調査によると、卸売業・小売業で 54.3%、飲食業で 51.4%の事業所が消費・賞味期限切れによる食品ロスの発生があると回答しています。（図表 12）

図表 12　食品ロスの内容（業種別）

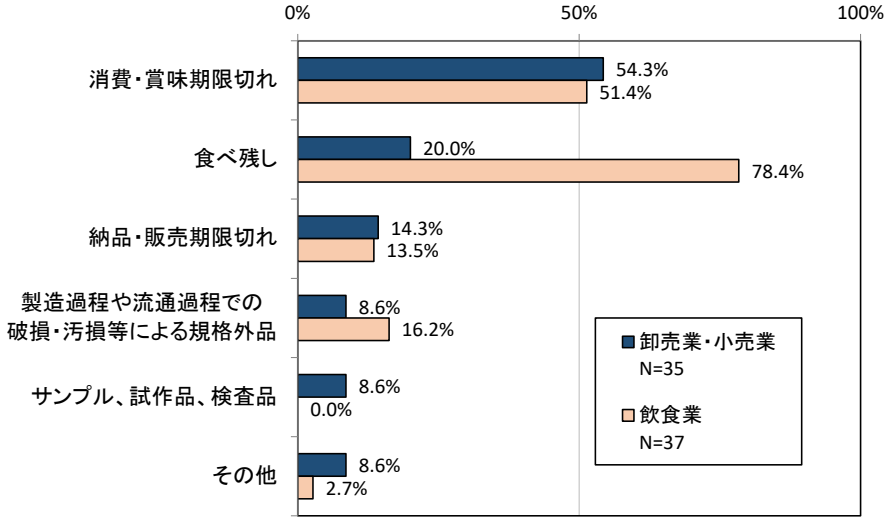

資料：令和 7 年度基礎調査

（4）課題

①　家庭系食品ロスの削減

家庭から排出される可燃ごみに約 8,000t の食品ロスが含まれていると推計されることから、冷蔵庫内の食材の適切な管理や、食材を使いきる、食べきるなど、食品ロス削減に向け、区民の行動変容につながる普及啓発に取り組む必要があります。

②　事業系食品ロスの削減

事業系食品ロスは食品を取り扱う卸売業・小売業及び飲食業の事業所から多く排出されていることから、事業用大規模建築物への立ち入り指導などを通じて、事業所内での食品ロスの実態把握や削減に向けた取組を促進することが重要です。また、販売店や飲食店における食品ロスの削減には、商品のてまえどりや外食や会食の際に食べ残しをしないなど、消費者である区民の協力が不可欠です。食品ロス削減推進月間における「おいしく完食協力店」と連携したイベント等を通じて、食品ロス削減に向けた普及啓発を進める必要があります。

2　分別の徹底

（1）資源化可能物の排出状況

可燃ごみ等に含まれる資源化可能物は約１～２割

可燃ごみの組成は、分別適正物（可燃物）が 79.5%、分別不適物が 20.5%です。分別不適物 20.5%のうち資源化可能物が 19.7%となっており、その中で紙類が 11.3%と最も多く含まれています。（図表 13）

図表 13　可燃ごみの組成分析結果

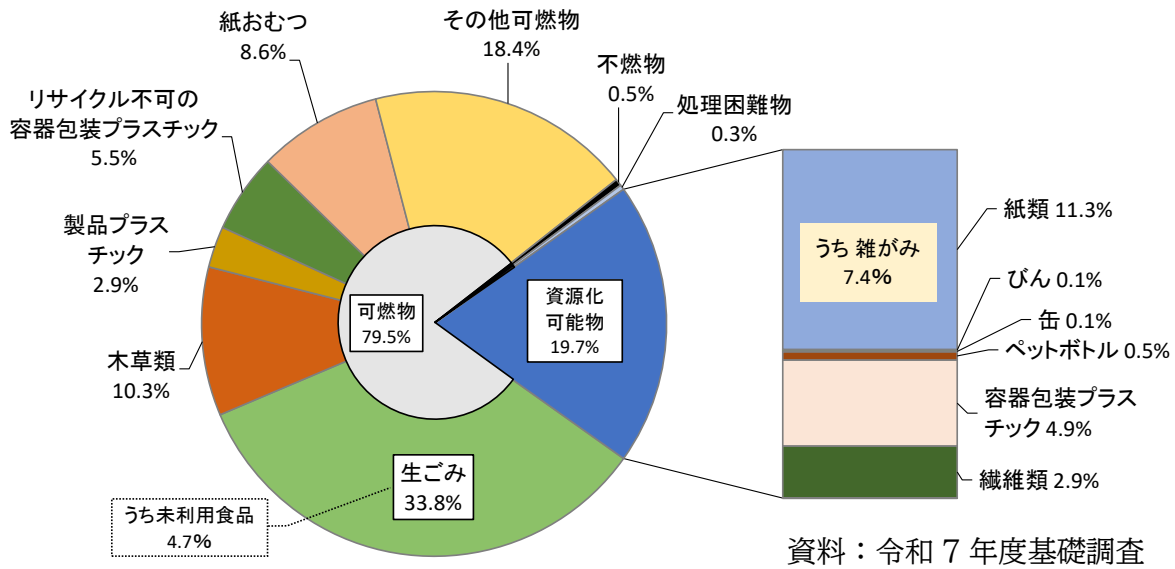

資料：令和 7 年度基礎調査

不燃ごみの組成は、分別適正物（不燃物）が 73.0%、分別不適物が 27.0%です。分別不適物 27.0%のうち資源化可能物が 11.4%となっており、その中でびんが 5.0%と最も多く含まれています。（図表 14）

図表 14　不燃ごみの組成分析結果

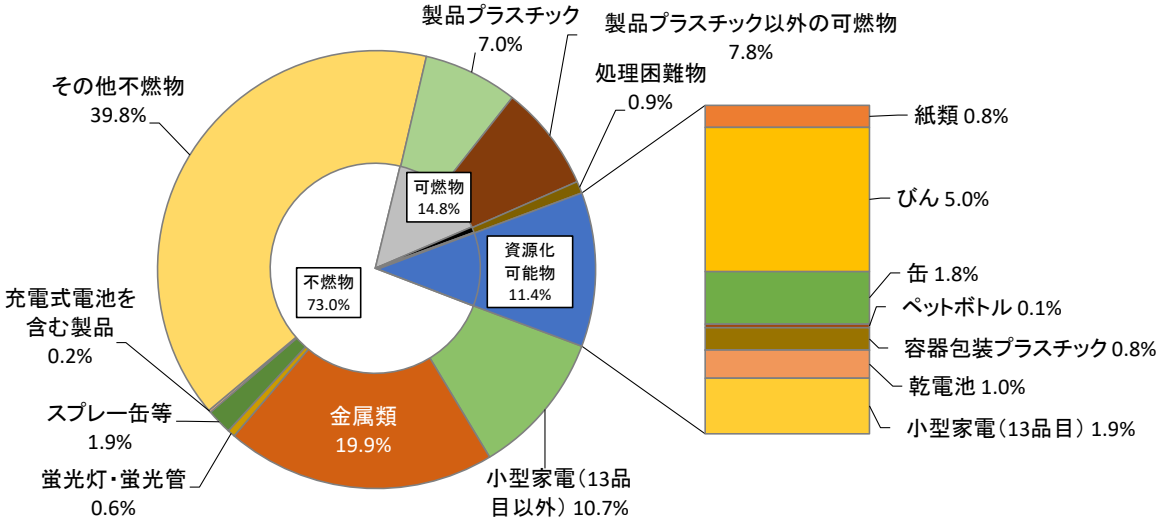

資料：令和 7 年度基礎調査

容器包装プラスチックの組成は、分別適正物（容器包装プラスチック）が 76.9%、分別不適物が 23.1%です。分別不適物 23.1%のうち容器包装プラスチック以外の資源化可能物が 4.6%となっており、その中でペットボトルが 3.5%と最も多く含まれています。（図表 15）

図表 15　容器包装プラスチックの組成分析結果

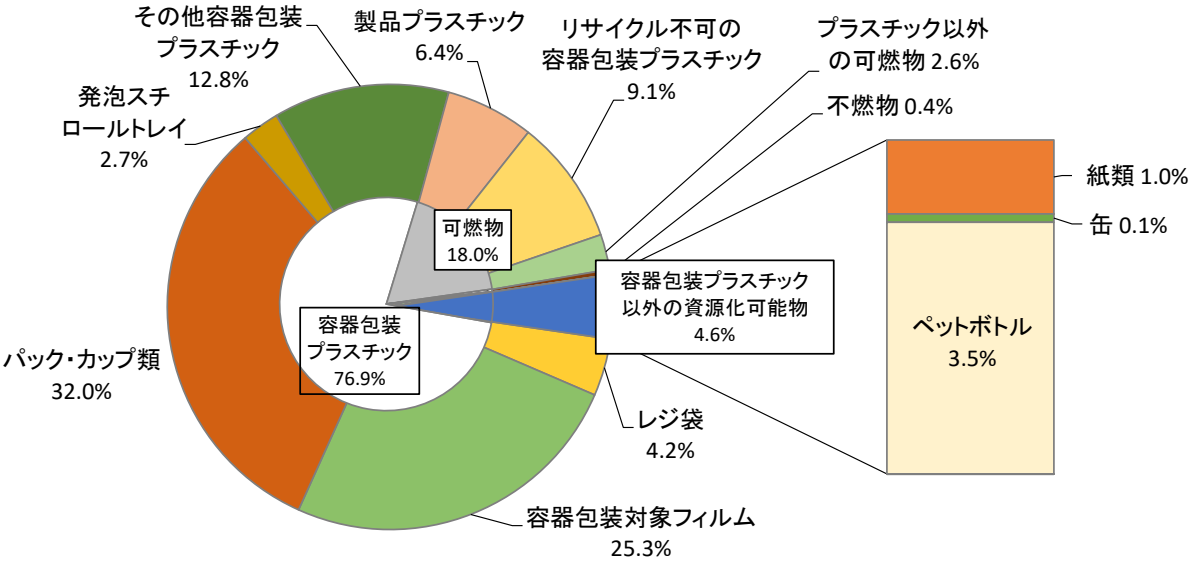

資料：令和 7 年度基礎調査

区民の約３割が雑がみを可燃ごみとして出しており、その理由は「出し方を知らなかった」が最も多い。

令和７年度基礎調査によると、雑がみの処理方法について、「可燃ごみとして出している」が 29.7%となっており、その理由としては「出し方を知らなかった」が 55.3%と最も多くなっています。（図表 16）

図表 16　雑がみの処理方法（左）と可燃ごみに出す理由（右）

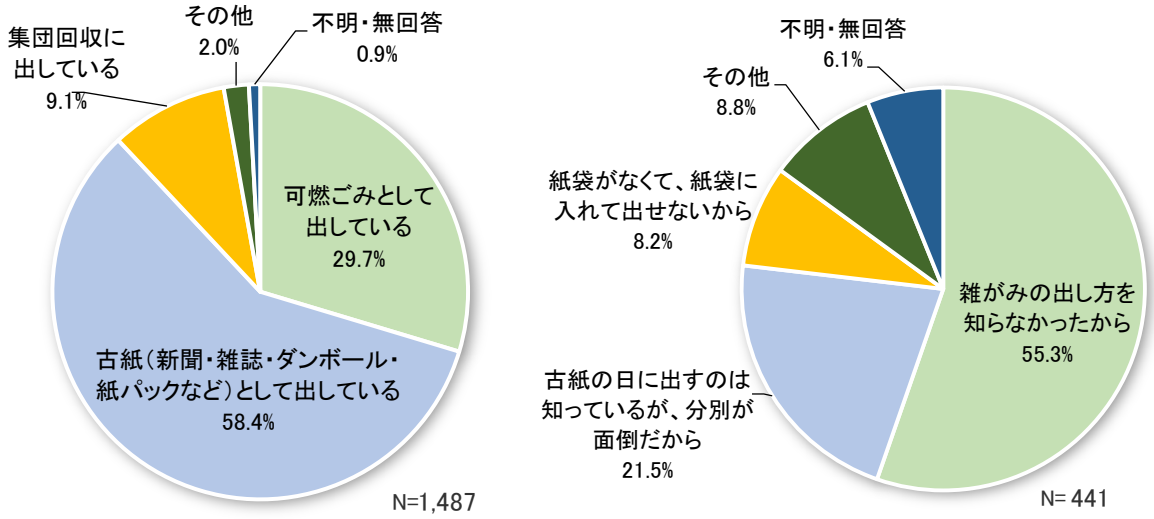

資料：令和 7 年度基礎調査

（2）課題

ごみの中には、分別することで資源化できるものが依然として多く含まれています。可燃ごみに含まれる資源化可能物のうち最も多いのは紙類であり、その中でも雑がみが多くを占めています。このため、雑がみの認知度の向上や紙袋を活用した排出方法などの周知を進め、可燃ごみとして出される雑がみの削減に取り組む必要があります。

また、容器包装プラスチックに加え、令和 8 年 10 月から、製品プラスチックの分別回収・資源化を開始したことから、引き続き分かりやすい周知に努め、分別の徹底を図る必要があります。

可燃ごみには繊維類が 2.9%、不燃ごみにびんや缶が 6.8%含まれています。これらの品目は、拠点や街区路線で回収を行っています。さらなる資源化を進めるため、回収方法の見直しなど、区民の利便性を高める取組を検討する必要があります。

3　新たな品目の資源化

(1) 新たな資源リサイクル施策に対する区民意識

図表 13 の可燃ごみの組成分析結果に見るように、可燃ごみとして、生ごみ（33.8%）や木草類（10.3%）などの品目が多く処理されています。

令和７年度基礎調査では、これらの品目のリサイクルを行うとした場合、多くの区民が「積極的に協力したい」又は「できる範囲で協力したい」と協力に前向きな回答となっています。（図表 17）

図表 17　新たな資源リサイクルの施策

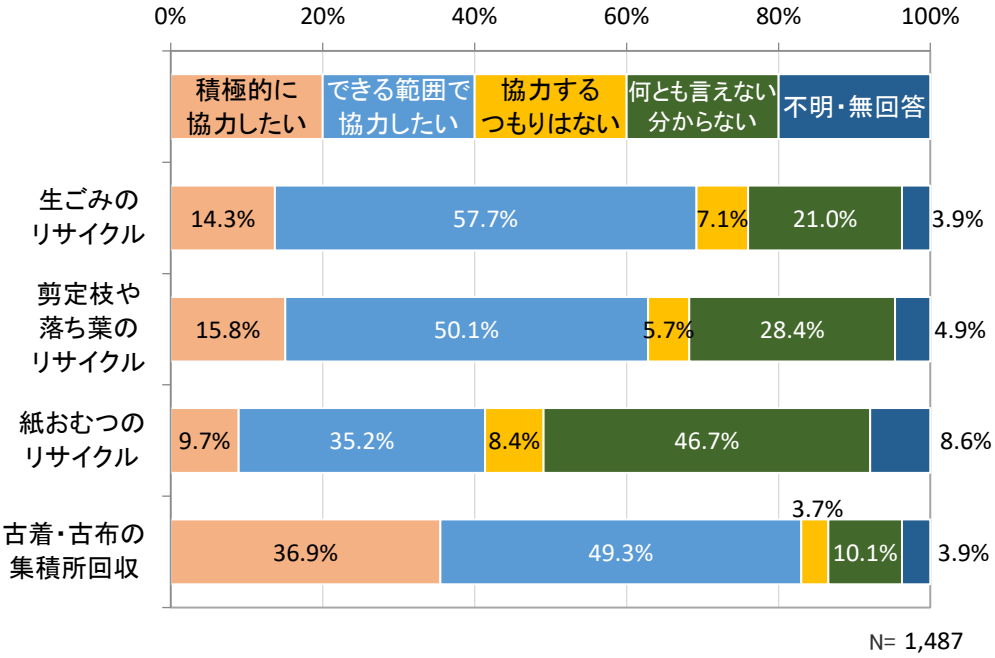

資料：令和 7 年度基礎調査

(2) 課題

剪定枝のリサイクル等は、他の自治体において取組が進められていますが、区の人口は 75 万人を超え 23 区で 2 番目に多いため、多量に発生する資源を安定的に受け入れられる、資源化ルートの確保が大きな課題となります。あわせて効率的な回収体制の構築も不可欠です。事業者と協力しながら、新たな品目の資源化を検討していく必要があります。

4　事業系ごみの減量・適正処理

(1) 事業系ごみの排出状況

事業者はコピー・OA 紙などの資源化可能物の 3 割前後を区のごみ収集に排出

令和 7 年度基礎調査によると、事業所における品目別の処理方法は、コピー・OA 用紙は 35.6%、パンフレットやチラシは 32.2%、ペットボトルは 26.7%が区のごみ収集に出すという回答になっています。(図表 18)

図表 18　品目別の処理方法

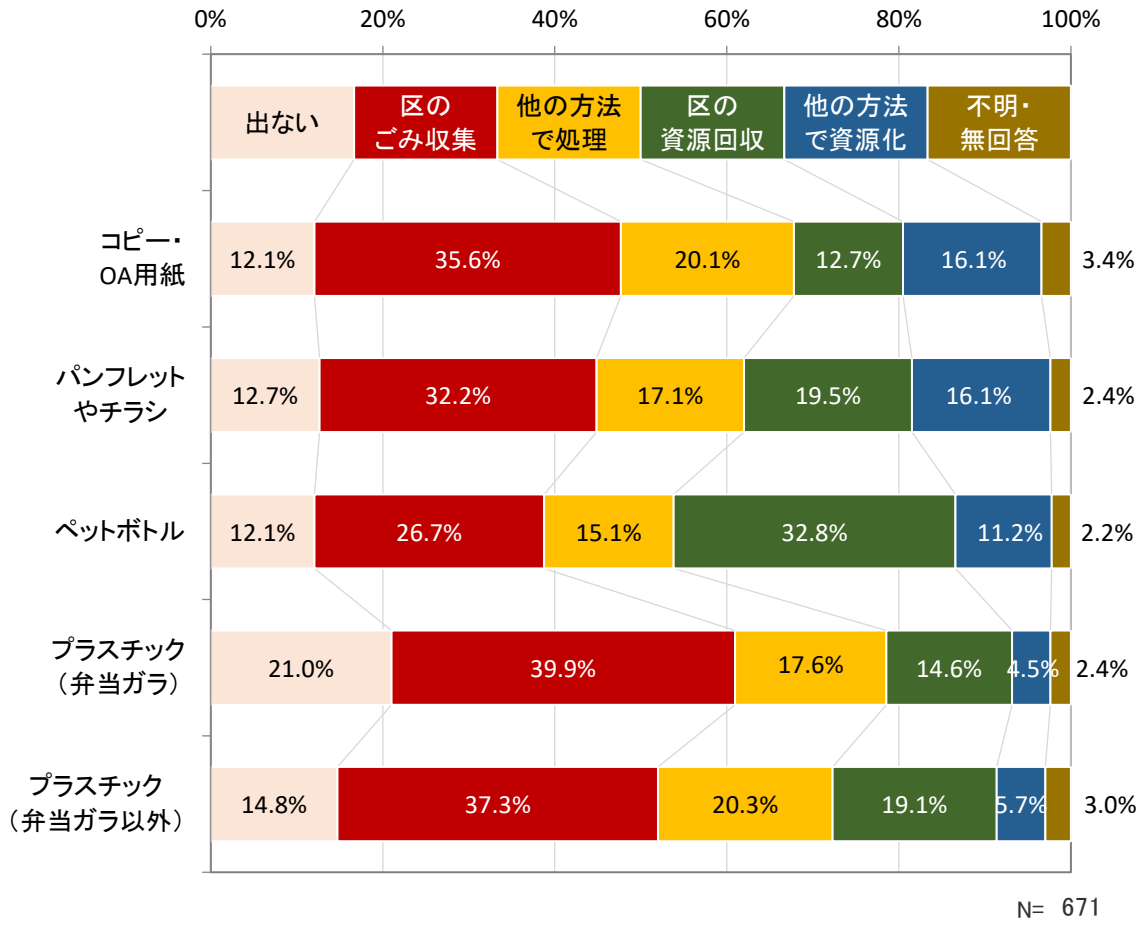

資料：令和 7 年度基礎調査

事業系有料ごみ処理券を貼付せずに区のごみ収集に出している事業者が約２割

令和 7 年度基礎調査によると、区のごみ収集に事業系ごみを出す際、事業系有料ごみ処理券を「貼付していない」事業者が 23.3%でした。

また、資源回収に古紙類など事業系の資源を出す際にも有料ごみ処理券の貼付が必要です。アンケート調査では、「貼付していない」という回答が 39.5%でした。（図表 19）

図表 19　事業系有料ごみ処理券の貼付

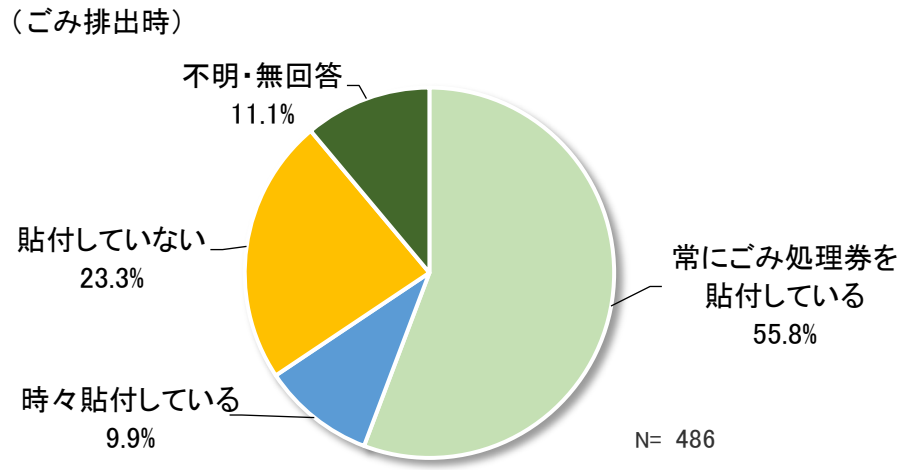

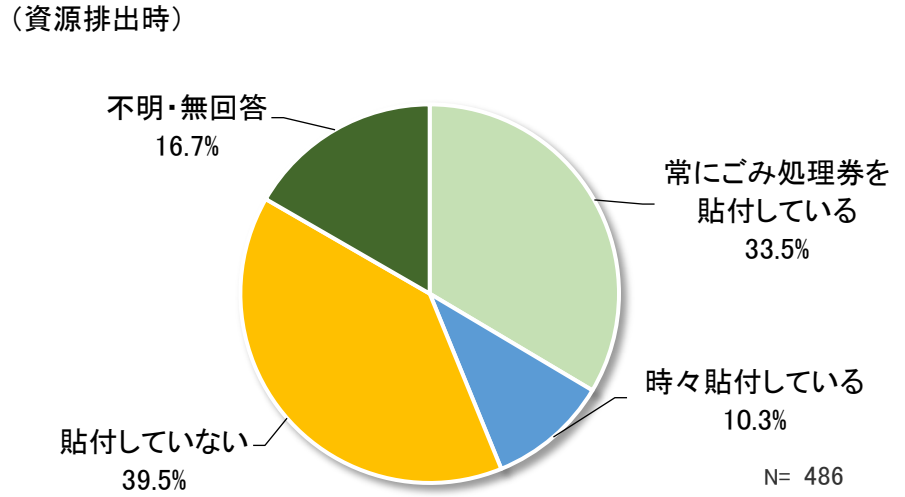

資料：令和 7 年度基礎調査

（2）課題

区の収集を利用する事業者に対して、引き続き資源・ごみの分別の徹底や有料ごみ処理券の貼付など、排出ルールの遵守を促していく必要があります。

一般廃棄物処理業の許可業者への委託等により清掃工場等にごみを搬入している事業所に対しても、中間処理を行っている清掃一組と連携し、古紙などの資源物を清掃工場等に持ち込まないよう、指導を徹底していく必要があります。

第5章　基本理念と基本方針

1　基本理念

第４次一廃計画では「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念に掲げ、区民・事業者・区それぞれの役割を定め取組を進めてきました。第５次一廃計画においてもこの理念を継承し、区民・事業者・区の連携のもと、「みどりあふれる循環型都市　ねりま」の実現を目指します。

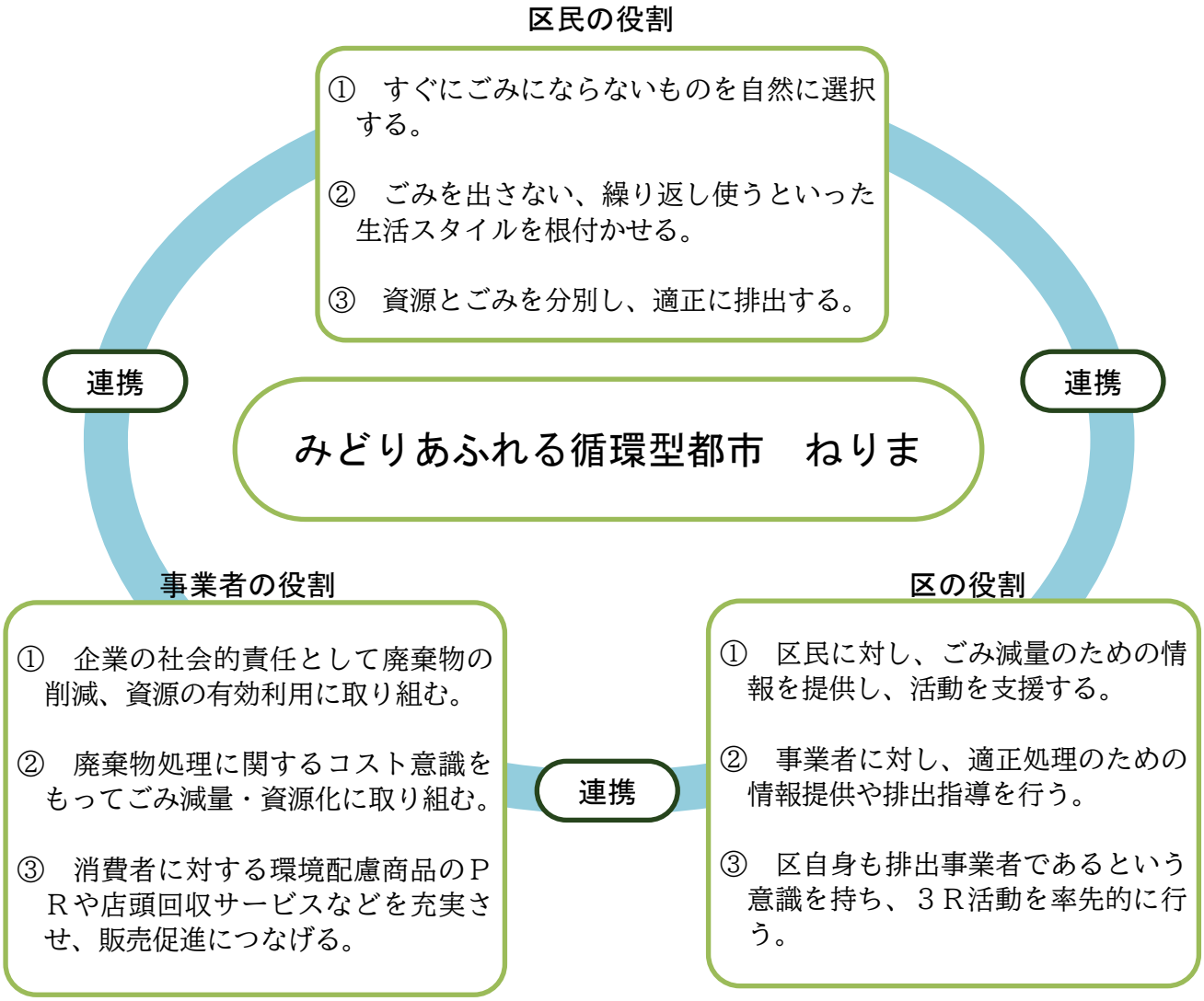

2　基本方針

基本理念の実現に向け、以下の４つの基本方針を柱に施策を展開していきます。

基本方針Ⅰ　リデュース・リユースの推進

食品ロスを含む生ごみの削減、不用家具等の再使用など、区民・事業者等と連携しながら、３Ｒの中で優先すべきリデュース・リユースを推進します。

基本方針Ⅱ　リサイクルの推進

集団回収など、区民・事業者が主体となって進めるリサイクルを促進するとともに、資源回収体制の充実や新たな品目の資源化の検討を進め、リサイクルを推進します。

基本方針Ⅲ　適正処理の推進

資源・ごみの適正な分別や、事業系ごみ等の適正排出を促進するとともに、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、適正処理を推進します。

基本方針Ⅳ　情報発信の充実・協働の推進

AI（人工知能）を活用した情報発信ツールの導入など、情報発信の充実を図るとともに、集団回収の促進、環境に配慮した取組を行う事業者の紹介などを通じて、区民・事業者との協働を推進します。

3　計画指標と目標値

第５次計画の達成状況を確認するため、４つの指標と各指標の目標値を以下のとおり定めます。

指標１は、全ての基本方針の達成状況に関する指標となることから重点指標と位置付けます。

図表 20　計画指標と目標値

計画指標	目標値	令和７年度実績	令和７年度比
1　区民１人１日あたりのごみ量　重点指標	377g/人日 （令和 18 年度時点）	419g/人日	42g/人日削減 （10.0%削減）
2　焼却ごみ量	132,201t （令和 12 年度時点）	134,541t	2,340t 削減 （1.7%削減）
3　食品ロス削減に取り組む区民の割合	増加させる （令和 18 年度時点）	88.9%	増加させる
4　リサイクル率	25.2% （令和 18 年度時点）	24.5%	0.7 ポイント増加

（備考：目標設定の考え方・指標の算出方法）

1　区民１人１日あたりのごみ量（g/人日）

目標値の設定方法：ごみ量のトレンド推計と施策効果推計から設定

算出方法：　区民１人１日あたりのごみ量（g/人日）＝ $\frac{\text{年間区収集ごみ量（可燃・不燃・粗大）}}{\text{人口（人）}\times\text{年間日数（日）}}$

2　焼却ごみ量

目標値の設定方法：ごみ量のトレンド推計と施策効果推計から設定

算出方法：焼却ごみ量（t）＝年間区収集可燃ごみ量（t）＋年間持込焼却ごみ量（t）

3　食品ロス削減に取り組む区民の割合

目標値の設定方法：令和７年度基礎調査（区民アンケート調査）、国の食品ロス削減基本方針（第２次）を参考に設定

把握方法：区民アンケート調査

4　リサイクル率

目標値の設定方法：第４次一廃計画の目標値を引き継ぐ

算出方法：

$$\text{リサイクル率}=\frac{\text{年間集団回収量}+\text{年間区資源回収量}}{\text{年間区収集ごみ量}+\text{年間集団回収量}+\text{年間区資源回収量}}$$

※リサイクル率の算出には、家電リサイクル法に基づく家電リサイクル量など、事業者のリサイクル量は含みません。

図表 21　計画指標と目標値のイメージ

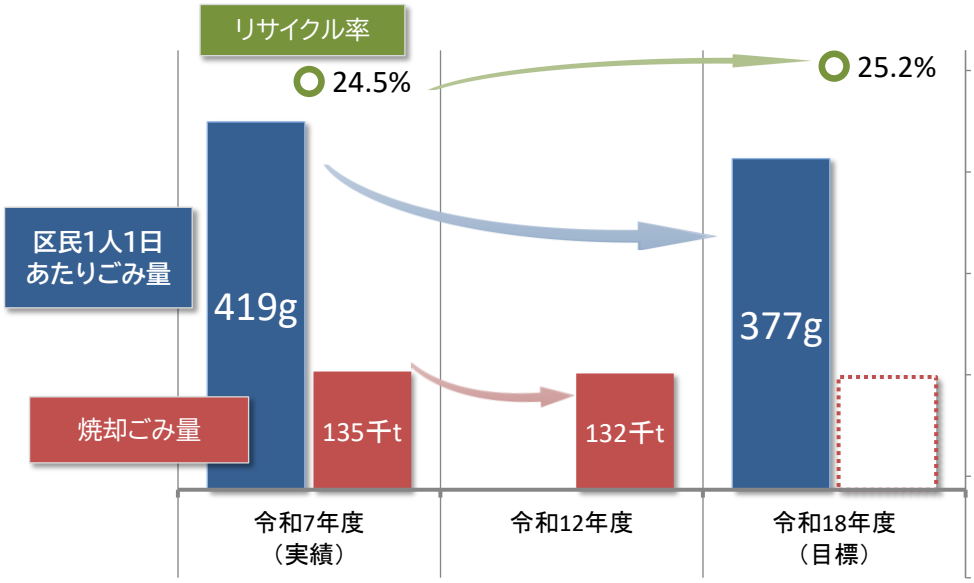

コラム：ゼロカーボンシティの実現

区は、令和４（2022）年２月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050 年までに二酸化炭素（CO_2）の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

「排出量実質ゼロ」とは、CO_2 などの温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引き、全体としてゼロにすることを意味します。

区では、令和５（2023）年９月に「練馬区環境基本計画 2023」を策定し、2030 年度までに区内の CO_2 排出量を 2013 年度比で 46%削減する目標を掲げています。

ごみの減量も、CO_2 排出量の削減につながる重要な取組です。特に、プラスチックなどを含むごみを焼却すると CO_2 が発生するため、ごみそのものを減らし、資源として再利用・リサイクルすることで、焼却に伴う CO_2 の排出を抑えることができます。焼却ごみ量を令和 12（2030）年度に 132,201 トンとする目標も、こうした取組の一環です。

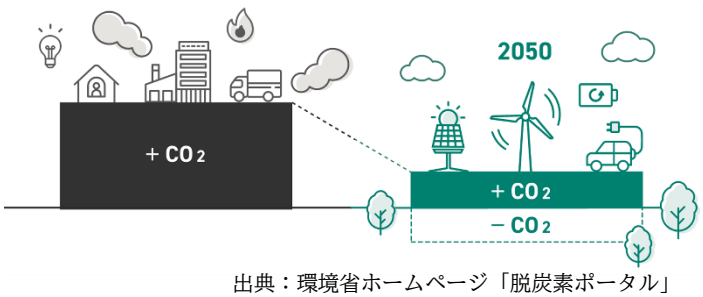

出典：環境省ホームページ「脱炭素ポータル」

第6章　施策と取組

基本理念・基本方針に基づく取組の体系は以下のとおりです。

施策１「食品ロスの削減」を食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」を包含する施策として位置付けます。

取組の中から、国や都の動向、取り組むべき主な課題を踏まえ、重点取組を設定しています。

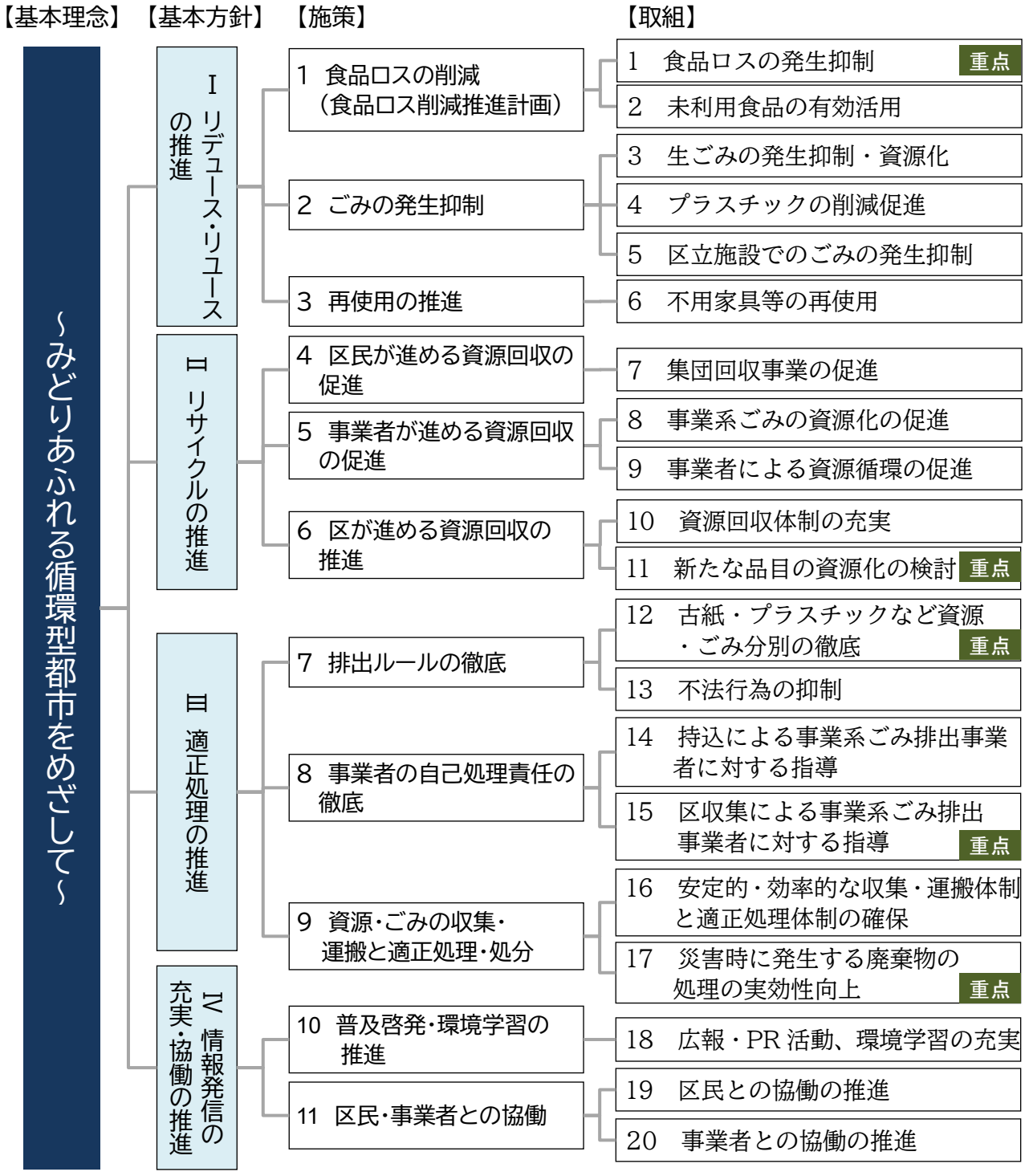

基本方針Ⅰ　リデュース・リユースの推進

施策１　食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）

※取組の内容で、◎が付いているものは新規の取組です。

取組1　食品ロスの発生抑制　重点

飲食店と連携した食べ残し等の削減や区民への普及啓発に取り組み、食品ロスの発生を抑制します。

◎宴会や会食時の食べ残しを減らすため、最初の 30 分間と最後の 10 分間は自分の席で料理を楽しむ「30・10（さんまる　いちまる）運動」を推進し、区民や事業者への周知を通じて、その実践と定着を図ります。

◎区が主催する飲食を伴うイベント等において、食べきりを呼びかける等、食品ロスの削減に取り組みます。

◎食べきれなかった料理を持ち帰るための容器（ドギーバッグ）の活用を飲食店に働きかけます。

○食品ロス削減に取り組む飲食店を増やすため、食品ロス削減に取り組む区内飲食店を登録する「おいしく完食協力店」事業を実施します。食品ロス削減に取り組む事業者へ登録を働きかけるとともに、区ホームページや各種イベント等で、協力店の取組内容を紹介する等、周知を進めます。

○「おいしく完食協力店」などと連携した食品ロス削減に関するイベントを実施し、区民一人ひとりが日常生活の中で食品ロス削減に取り組む機運を醸成します。

○家庭内での食品ロス削減を促進するため、エコクッキング教室を開催するとともに、賞味期限と消費期限の違いなど、食品ロス削減につながる知識を区ホームページ等で周知します。

取組2　未利用食品の有効活用

未利用食品の有効活用を推奨することで、まだ食べられる食品の廃棄の削減に取り組みます。

◎飲食店等で売れ残る可能性のある食品と消費者をつなぐフードシェアリングサービスを活用し、まだ食べられる食品の有効活用を促進します。

◎お店でまだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を取り扱う、フードロス削減自動販売機を設置し、食品ロス削減に取り組む販売事業者とお得に食品を購入したい消費者をつなぐ取組を推進します。

○家庭の未利用食品を持ち寄り、必要としている団体等に提供する、フードドライブ事業を実施します。また、民間事業者が実施するフードドライブについても周知し取組を促進します。

施策２　ごみの発生抑制

取組3　生ごみの発生抑制・資源化

区民モニターによる生ごみ消滅型容器の効果検証や「３キリ運動」を推進し、生ごみの減量・資源化を促進します。

◎生ごみ消滅型容器について区民等からモニターを募集し、効果や活用方法を検証します。

○家庭内における生ごみの減量に向け、食べ残しをしない「食べキリ」、必要な分だけ購入する・買った食材を使い切る「使いキリ」、生ごみを出す前にひとしぼりする「水キリ」の「３キリ運動」を推進します。

○生ごみ処理機の貸出しや、生ごみ処理機・コンポスト化容器のあっせんを継続し、家庭で取り組む生ごみの減量・資源化を促進します。

○区ホームページ等で生ごみ堆肥づくりを周知するとともに、リサイクルセンターで講座等を実施します。

取組4　プラスチックの削減促進

区の率先行動、区民の周知、事業者との連携などにより、プラスチックの削減や資源化に取り組みます。

○「練馬区役所プラスチック削減指針」に基づき、区立施設における使い捨てプラスチック等の削減を進めます。

○詰め替え容器の利用、包装材の少ない製品の選択など環境に配慮した行動について、区ホームページ等で周知します。

○ペットボトルの水平リサイクル「ボトル to ボトル」や、使用済みペンリサイクル事業を推進します。

○粗大ごみの中からプラスチック製衣装ケースを資源化するとともに容器包装プラスチックと併せて製品プラスチックの分別回収･資源化を実施します。

取組5　区立施設でのごみの発生抑制

区の率先的な取組として、区立施設におけるごみの発生抑制に取り組みます。

○「練馬区環境基本計画 2023」に基づき、区立施設における廃棄物の削減を推進します。

○区立小中学校等の給食から出る生ごみから、肥料「練馬の大地」を生成し区内での使用を推奨することで、生ごみの資源循環利用を推進します。

○区立小中学校等から出る廃食用油を、持続可能な航空燃料（SAF）へ資源化する取組を実施します。

○小中学校の栄養教諭及び栄養士を対象に、生ごみの減量に向けた講演を実施し、学校給食における食品ロスや生ごみの削減を推進します。

施策３　再使用の推進

取組6　不用家具等の再使用

不用となった家具や家電等の再使用に向けた取組を充実し、リユースを推進します。

◎民間事業者と連携し粗大ごみとして出された家電の中からまだ使用できるものの有効活用を進めます。

○粗大ごみの中から再使用可能な家具等を選別し、リサイクルセンターで展示販売します。

○区立施設での大型生活用品リサイクル情報掲示板への情報の掲出や、リサイクルセンターでの再生品の展示・販売を実施します。

○民間事業者との連携によるリユース促進事業を実施し、区民が不用となった製品の再使用につなげます。

基本方針Ⅱ　リサイクルの推進

施策４　区民が進める資源回収の促進

取組7　集団回収事業の促進

町会・自治会、マンション管理組合など、地域団体が実施する集団回収活動を支援し、参加の促進を図ります。

○集団回収の実施団体を増やすため、地域への周知を進めます。

○集団回収の実施団体に必要な作業用品を支給するとともに、継続した活動ができるよう支援を充実します。

○区内登録事業者と契約して資源回収を行う団体に対して報奨金を加算します。

○集団回収における資源回収事業者が事業を継続できるよう、支援を充実します。

施策５　事業者が進める資源回収の促進

取組8　事業系ごみの資源化の促進

事業者への啓発等を通じて、事業系ごみの資源化促進を図ります。

○事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者を対象とした講習会を開催し、適正な分別や資源化に関する理解を深め、事業系ごみの資源化を促進します。

○商店街オフィスリサイクル事業を継続し、商店や事業所から排出される古紙等を効率的に回収することで、資源化を促進します。

取組9　事業者による資源循環の促進

事業者に対して、自主回収や店頭回収を働きかけ、製品回収、資源化の取組を促進します。

◎事業者が実施する自主回収や店頭回収について、対象となる品目や回収方法を区ホームページなどで周知します。

○循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換に向け、拡大生産者責任に基づく事業者が応分の経費を負担する制度の構築やリサイクルルートの基盤整備など国の役割を果たすよう、他自治体と連携して強く求めていきます。

施策６　区が進める資源回収の推進

取組10　資源回収体制の充実

資源の回収方法を見直し、区民の利便性の向上を図ります。

◎びん・缶・ペットボトルについて、区民にとってより分かりやすく、出しやすい仕組みとするため、現在の街区路線回収からの変更を検討します。

◎古着・古布について一層の有効活用を図るため、区民の利便性向上や回収量の増加につながる回収方法への変更を検討します。

○不燃ごみに含まれる金属などについて、選別・資源化を進めるとともに、実施状況を検証し、必要に応じて見直します。

○廃食用油の持続可能な航空燃料（SAF）への資源化について、区立施設での回収に加え、民間事業者と連携し回収拠点の充実を図ります。

取組11　新たな品目の資源化の検討　重点

国・都の動向や先進事例に注視しつつ新たな品目の資源化を検討し、可能な品目から順次資源化します。

◎可燃ごみとして収集している家庭から発生する剪定枝について、先進事例や資源化手法等を調査し、資源化の実施に向けた検討を進めます。

◎区では収集していない、家庭で不用となった園芸土について、回収方法や再生利用の手法、実施体制等を調査し、新たな資源化品目としての導入に向けた検討を進めます。

基本方針Ⅲ　適正処理の推進

施策７　排出ルールの徹底

取組12　古紙・プラスチックなど資源・ごみ分別の徹底　重点

AI を活用した情報発信ツールの導入や様々な媒体を通じた周知啓発を行い、資源・ごみの分別・適正排出を促進するとともに 23 区で一斉開始を想定する３つの施策について、23 区で連携して取組を進めます。

◎AI（人工知能）を活用した情報発信ツールを導入し、区民への分かりやすい情報提供を進めます。

◎23 区で一斉開始を想定する３つの施策（①資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制②廃棄物処理手数料の増額③家庭ごみの有料化）について、①と②は 23 区でロードマップを策定し着実に進め、③は引き続き、実現に向けた検討を 23 区で進めます。

○「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」を作成・配布するとともに、簡易版の多言語対応を実施します。

○資源とごみの分別や排出方法について、区ホームページ等の様々な媒体を活用して、動画などで分かりやすく継続的に情報を発信します。

○青空集会を実施し、集積所等で区民に直接、資源とごみの分け方・出し方を周知します。

○分別されていないごみや分別区分が異なるごみには警告シールを貼付し、正しい分別や排出方法を周知することで、適正排出を促進します。

○充電式電池等、分別に特に注意が必要な品目や、資源化できる雑がみ、令和８年 10 月から新たに分別回収を開始したプラスチックなどについて、区ホームページ等を活用し正しい出し方を周知します。

取組13　不法行為の抑制

関係機関と連携して監視体制を強化し、不法投棄や資源の持ち去りを抑制します。

○不法投棄警告看板を配布するとともに、安全安心パトロールと連携し、地域における監視や啓発を行います。

○青色回転灯を装備した清掃事務所の車両によるパトロールを継続し、不法投棄や資源の持ち去りなどの不法行為の防止に取り組みます。

施策８　事業者の自己処理責任の徹底

取組14　持込による事業系ごみ排出事業者に対する指導

清掃工場への事業系古紙の搬入規制を見据え、排出事業者に対し、ごみの減量と適正排出について働きかけます。

○ごみの減量と適正排出に関する動画を作成し、事業者へ周知します。

○延床面積 1,000 ㎡以上の事業用大規模建築物への立入検査・指導を実施し、ごみの適正処理や分別の徹底を図るとともに、３Ｒの取組を促進します。

○収集・運搬事業の許可事業者と連携し、排出事業者へ資源化可能な古紙類について、分別・資源化を行うよう指導します。

取組15　区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導　重点

区収集を利用して事業系ごみを排出している事業所に対し、ごみの減量と排出ルールの遵守について指導します。

○区収集に事業系ごみを排出する小規模事業者を対象に排出状況の調査・指導を行い、正しい分別や排出方法の徹底を促進します。

○有料ごみ処理券を貼付せずに事業系ごみを排出している事業者に対して指導を行い、排出ルールの遵守と適正な費用負担の徹底を図ります。

○一回の排出量が 30kg 以上となる事業者に対しては、一般廃棄物処理業の許可事業者による収集へ移行するよう指導します。

施策９　資源・ごみの収集・運搬と適正処理・処分

取組16　安定的・効率的な収集・運搬体制と適正処理体制の確保

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や民間事業者等との連携により、資源・ごみの安定的・効率的な収集・運搬体制と、資源が適正に処理される体制を確保します。

○DX を進め、業務の効率化やサービス向上を図ります。

○資源・ごみの収集・運搬業務について、引き続き委託を進めます。民間事業者、練馬区環境まちづくり公社及び区が連携することで、安定的・効率的な収集・運搬体制を確保します。

○資源の中間処理を委託する事業者の施設において処理状況を確認し、資源が適正に処理される体制を確保します。

取組17　災害時に発生する廃棄物の処理の実効性向上　重点

練馬区災害廃棄物処理計画に基づき、23 区・都・事業者との連携や区民への周知を通じて、災害時の廃棄物処理体制を強化します。

◎協定締結事業者と連携して訓練等を実施し、災害時に発生する廃棄物の処理に関する実効性の向上に取り組みます。

○災害時に発生する廃棄物の出し方や分別方法、日頃からの備え等について、パンフレットの作成や区ホームページ等を通じて、区民へ周知します。

○23 区の協働訓練や都の研修や訓練への参加を通じ、区職員の災害廃棄物対策の知見や災害への対応力を高めます。

○23 区合同で行う訓練や都が実施する訓練・研修への参加、被災自治体への職員派遣により得られた知見の共有を通じて、職員の災害廃棄物対策に関する知識の習得と実践的な対応力の向上を図り、災害時に適切に対応できる体制を構築します。

基本方針Ⅳ　情報発信の充実・協働の推進

施策 10　普及啓発・環境学習の推進

取組18　広報・PR 活動、環境学習の充実

資源循環への理解を広げるため、多様な媒体を活用した情報発信と環境学習の機会を提供します。

◎リサイクルセンターは３R に加え、脱炭素に関する事業を充実し、総合的な環境学習拠点への移行を進めます。

○小学校４年生や区立保育園･幼稚園園児等を対象としたふれあい環境学習を行うとともに、リサイクルセンターによる学校等への出前講座を実施します。

○資源･ごみの分別等を視覚的に伝える動画配信を活用した周知を充実します。

○環境に配慮した取組を行う事業者を紹介し、区民への普及啓発を進めます。

○美化活動月間（5 月、11 月）の清掃活動への協力を区民や事業者に呼びかけます。

施策 11　区民・事業者との協働

取組19　区民との協働の推進

リユースやリサイクル活動を実施する区民団体等への支援を継続し、区民との協働を推進します。

○リサイクル・マーケットを主催する団体に対して、開催に必要な支援を継続して実施します。

○集団回収の登録団体やリサイクル・マーケットの実施団体について、広く紹介します。

取組20　事業者との協働の推進

事業者自ら取り組むごみの減量や資源循環活動を支援し、事業者との協働を推進します。

◎量り売りやてまえどりの実施など、環境に配慮する事業者を区ホームページ等で紹介します。

○リサイクルセンターにおける学生の活動支援など、資源循環に取り組む大学との連携を進めます。

○事業者向け「ごみ減量・リサイクルハンドブック」で事業者によるごみの減量やリサイクルの取組事例を紹介します。

第7章　生活排水処理基本計画

1　生活排水処理の現状

区内で発生する生活排水（し尿や生活雑排水など）の処理は、図表 22 のとおりです。また、図表 23 のとおり、くみ取り戸数の減少に伴い、し尿収集量は年々減少しています。

図表 22　生活排水処理の流れ

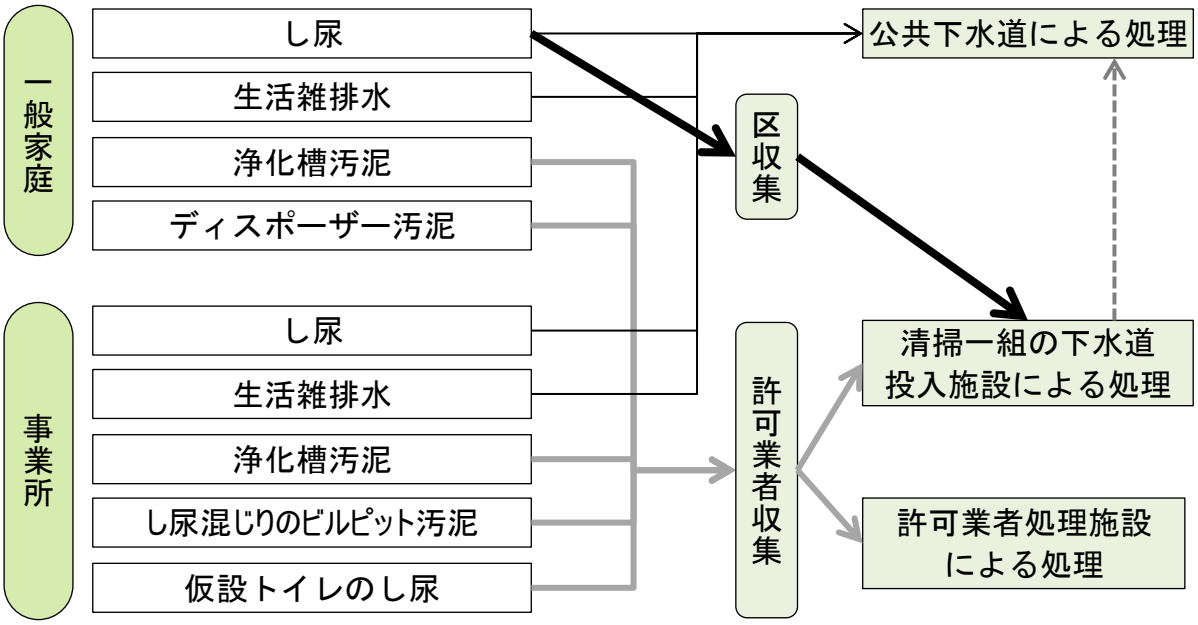

図表 23　し尿収集量・くみ取り戸数の推移

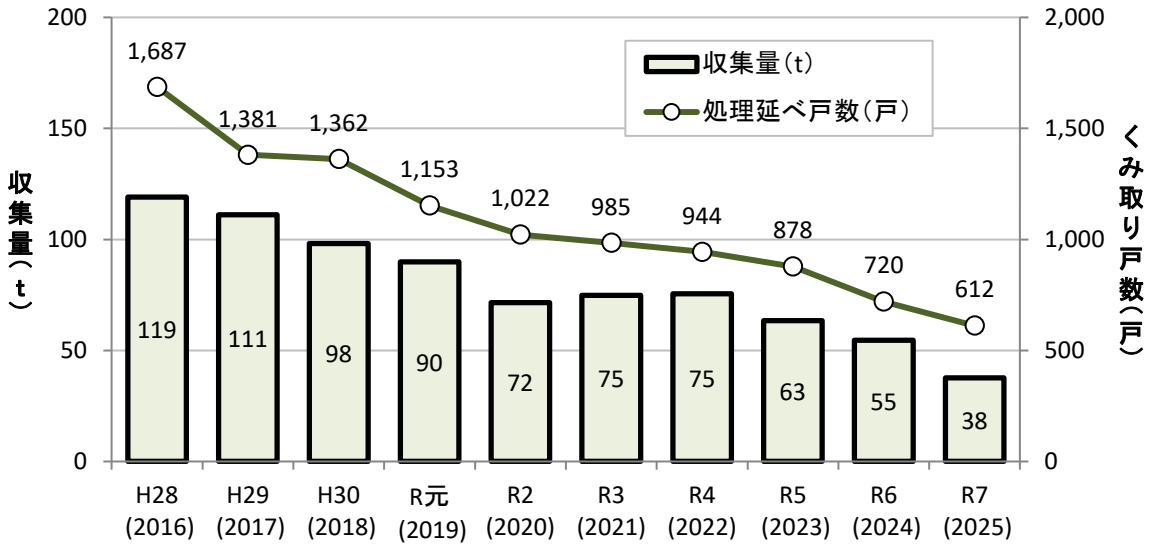

2　生活排水処理基本計画

①　生活排水処理の範囲及び基本方針

生活排水（し尿や生活雑排水など）は、公共下水道による処理を基本とします。

②　収集・運搬体制

くみ取りし尿のみ区が収集・運搬し、その他の浄化槽汚泥などについては、汚泥の収集・運搬業の許可業者に委託します。

③　処分体制

くみ取りし尿の処理は、清掃一組の処理施設に搬入して行います。その他の浄化槽汚泥などの処理は、清掃一組の処理施設又はし尿処分業の許可業者の処理施設で行います。

第8章　資料編

1　区の概要

(1) 人口・世帯

区の人口はここ 10 年間一貫して増加傾向にあり、令和 7 年 10 月 1 日人口は 750,282 人となっています。

図表 24　人口・世帯数の推移

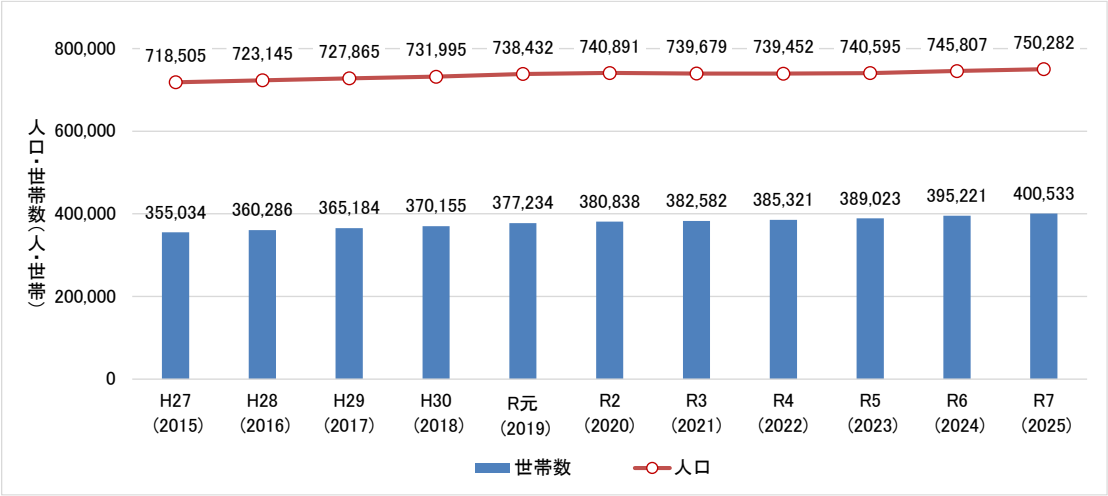

各年 10 月 1 日住民基本台帳

世帯数も一貫して増加しており、少数世帯化が進んでいます。令和 7 年国勢調査では単身世帯割合が 49.8%と 5 割に迫り、単身世帯が増加しています。

また、住居形態別の世帯割合は令和 2 年から 7 年にかけ、ほとんど変化が見られなくなっています。

図表 25　世帯類型別世帯数割合の推移（国勢調査）

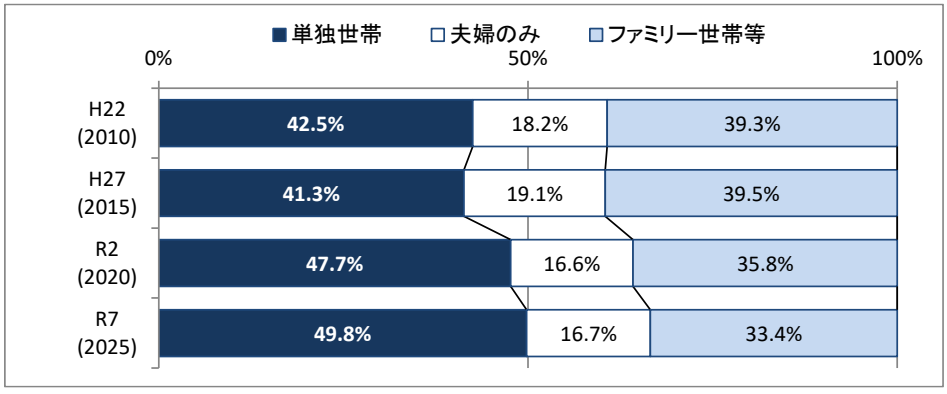

令和 7 年国勢調査

図表 26　住居形態別世帯割合の推移（国勢調査）

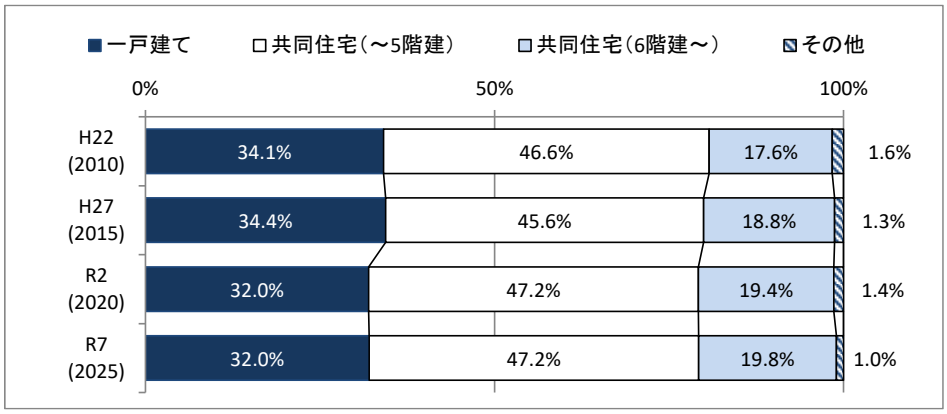

令和 7 年国勢調査

（2）事業所

令和 6 年経済センサス基礎調査によると、区内民営事業所の事業所数は 16,358 事業所、従業者数は 168,745 人となっています。令和 3 年の活動調査と比較すると事業所数が減少しています。

図表 27　事業所数、従業者数の推移（民営）

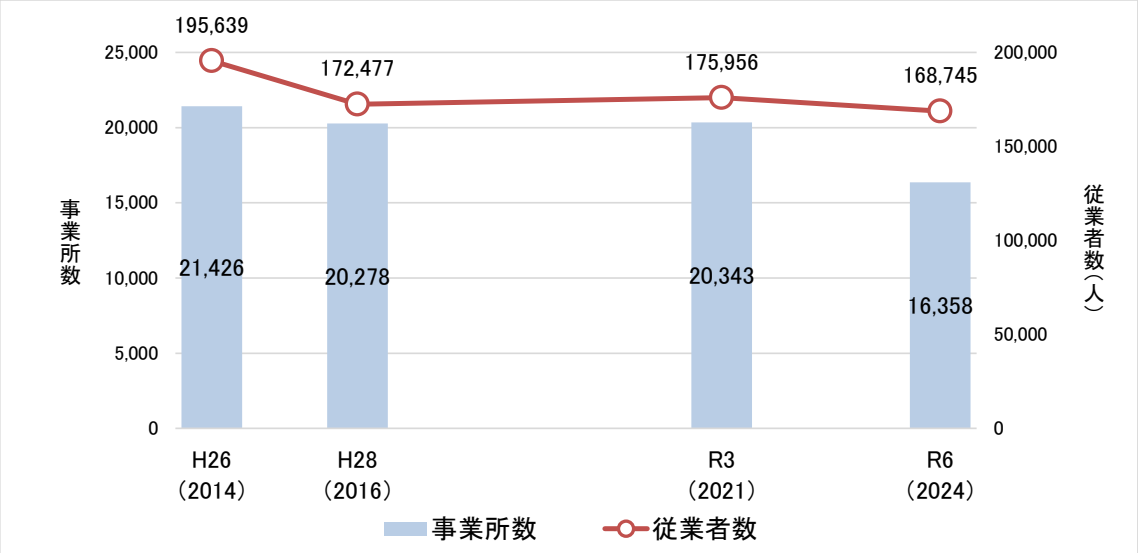

資料：総務省統計局経済センサス基礎調査・活動調査

業種別の事業所数を見ると、医療・福祉が 14.5%、小売業が 13.3%、建設業が 12.6%、不動産業･物品賃貸業 12.1%、飲食サービス業 7.8%などとなっています。

図表 28　民営事業所の業種別内訳

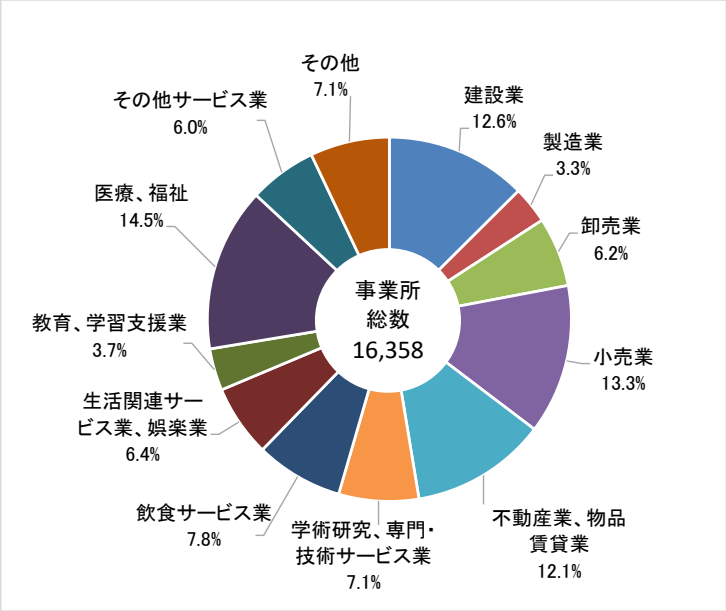

資料：総務省統計局　令和 6 年経済センサス基礎調査

また、従業者数別の事業所数を見ると、約 6 割が従業者規模 5 人未満の事業所であり、10 人未満の事業所と合わせると 77.7%となっています。

図表 29　事業所の従業者数別内訳

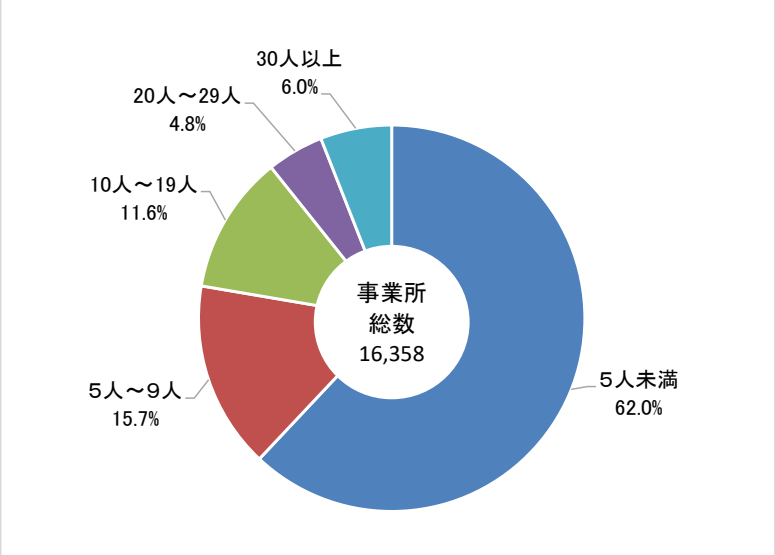

資料：総務省統計局　令和 6 年経済センサス基礎調査

2　資源・ごみの状況

(1) 資源・ごみの分別区分

資源・ごみの分別区分は図表 30 のとおりです。

図表 30　資源・ごみの分別区分

区分		内容
ごみ	可燃ごみ	生ごみ、草木、資源に出せない紙くず等
	不燃ごみ	陶器・ガラス、金属類、刃物類等
	粗大ごみ	建具、家具などの一辺がおおむね 30 ㎝角を超えるもの
資源	古紙	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ
	プラスチック	容器包装プラスチック及び製品プラスチック
	びん・缶（飲食用）	リターナブルびん、ワンウェイびん、スチール缶、アルミ缶
	ペットボトル（飲食用）	「ペットボトル識別表示マーク」のある指定ペットボトル
	古着・古布	シャツ、ジーンズなどの衣類、毛布、シーツ、タオル、カーテンなど
	使用済み食用油	サラダ油などの植物性油
	乾電池	乾電池（充電式・ボタン型ではないもの）
	充電式電池	ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
	インクカートリッジ	使用済みインクカートリッジ
	プラスチック製ペン	家庭から出る使用済みのプラスチック製の筆記具など
	小型家電（13 品目）	①携帯電話・スマートフォン、②携帯音楽プレーヤー、③携帯ゲーム機器、④デジタルカメラ、⑤ポータブルビデオカメラ、⑥ポータブルカーナビ、⑦電子辞書、⑧卓上計算機、⑨ＡＣアダプター、⑩タブレット型情報通信端末、⑪IC レコーダー、⑫補助記憶装置（ポータブルハードディスク USB メモリ・メモリーカード）、⑬電気かみそり

(2) 資源・ごみの流れ

【資源】

資源の回収は、集積所回収、街区路線回収、拠点回収及び集団回収により実施しています。（図表 31）

【ごみ】

ごみの収集・運搬は、区が実施しており、不燃ごみ、粗大ごみについては中継所で資源物の回収を行っています。中間処理は清掃一組の中間処理施設（清掃工場、中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設）で実施し、残さ等の最終処分は東京都の埋立処分場で行われています。（図表 32）

図表 31　資源の流れ

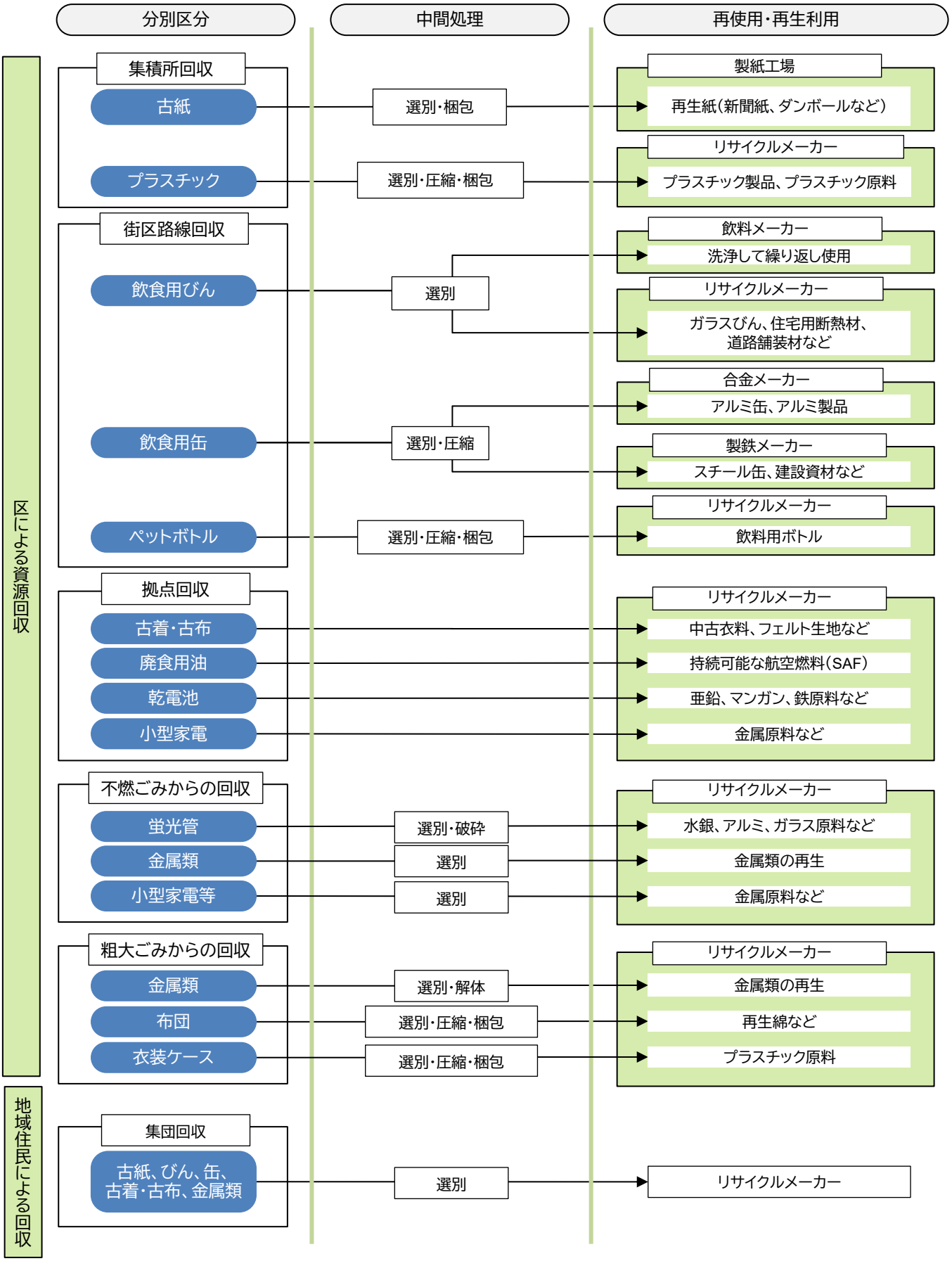
分別区分
中間処理
再使用・再生利用
区による資源回収
地域住民による回収
集積所回収
古紙
選別・梱包
製紙工場
再生紙（新聞紙、ダンボールなど）
プラスチック
選別・圧縮・梱包
リサイクルメーカー
プラスチック製品、プラスチック原料
街区路線回収
飲食用びん
選別
飲料メーカー
洗浄して繰り返し使用
リサイクルメーカー
ガラスびん、住宅用断熱材、
道路舗装材など
飲食用缶
選別・圧縮
合金メーカー
アルミ缶、アルミ製品
製鉄メーカー
スチール缶、建設資材など
ペットボトル
選別・圧縮・梱包
リサイクルメーカー
飲料用ボトル
拠点回収
古着・古布
廃食用油
乾電池
小型家電
リサイクルメーカー
中古衣料、フェルト生地など
持続可能な航空燃料（SAF）
亜鉛、マンガン、鉄原料など
金属原料など
不燃ごみからの回収
蛍光管
金属類
小型家電等
選別・破砕
選別
選別
リサイクルメーカー
水銀、アルミ、ガラス原料など
金属類の再生
金属原料など
粗大ごみからの回収
金属類
布団
衣装ケース
選別・解体
選別・圧縮・梱包
選別・圧縮・梱包
リサイクルメーカー
金属類の再生
再生綿など
プラスチック原料
集団回収
古紙、びん、缶、
古着・古布、金属類
選別
リサイクルメーカー

図表 32　ごみの流れ

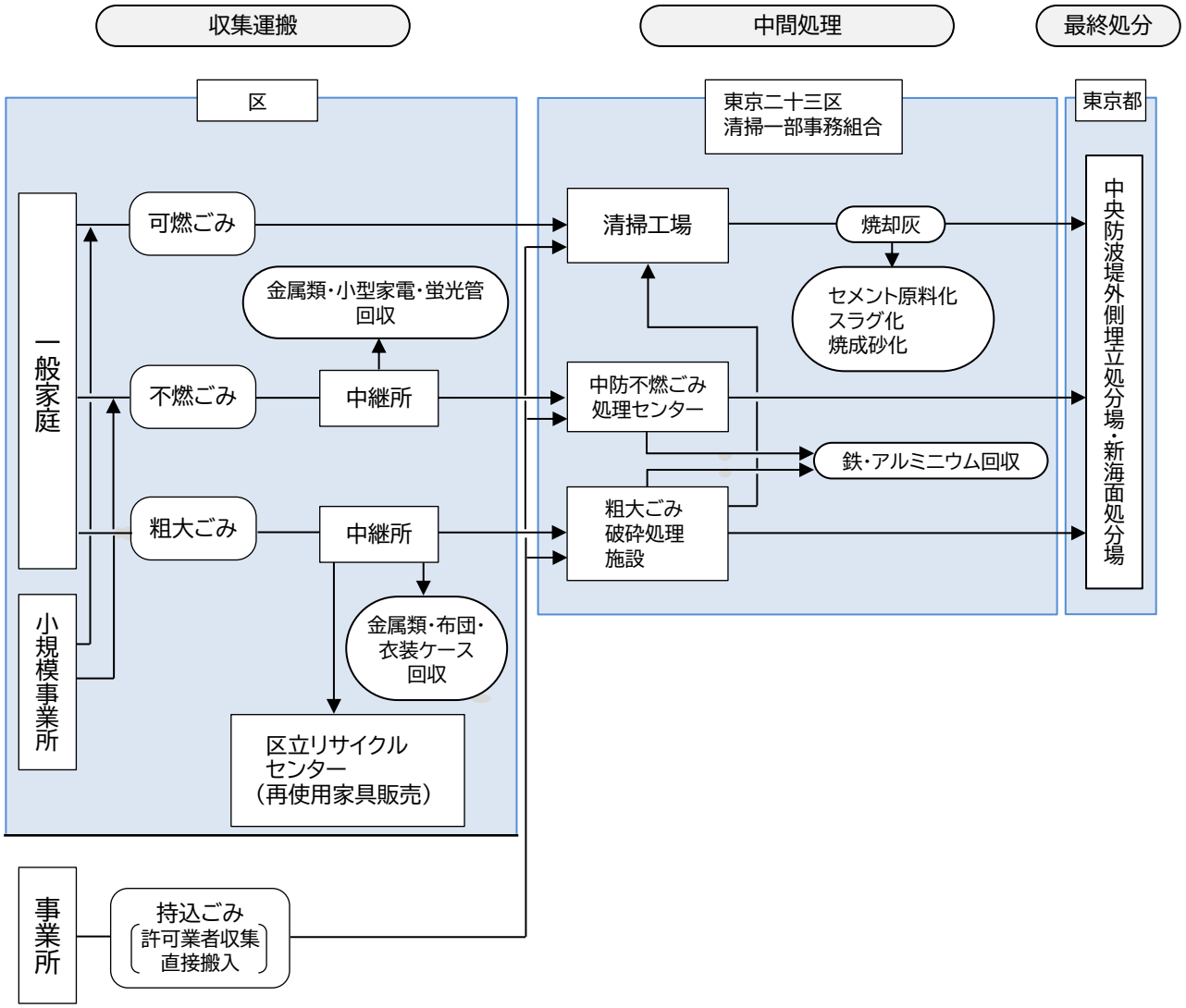
収集運搬
中間処理
最終処分
区
東京二十三区
清掃一部事務組合
東京都
一般家庭
小規模事業所
事業所
可燃ごみ
不燃ごみ
粗大ごみ
持込ごみ
許可業者収集
直接搬入
金属類・小型家電・蛍光管
回収
中継所
中継所
金属類・布団・
衣装ケース
回収
区立リサイクル
センター
（再使用家具販売）
清掃工場
焼却灰
セメント原料化
スラグ化
焼成砂化
中防不燃ごみ
処理センター
鉄・アルミニウム回収
粗大ごみ
破砕処理
施設
中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場

（3）資源・ごみの量

【ごみ量の推移】

ごみ収集量は、コロナ禍の令和２（2020）年度をピークに減少傾向にあります。1 人 1 日あたりのごみ収集量はピーク時の 493g/人日から令和 7（2025）年度には 419g/人日となっています。

事業系持込ごみ量は令和 2（2020）年度に大きく減少しましたが、その後徐々に回復傾向にあります。

図表 33　ごみ収集量・事業系持込ごみ量の推移

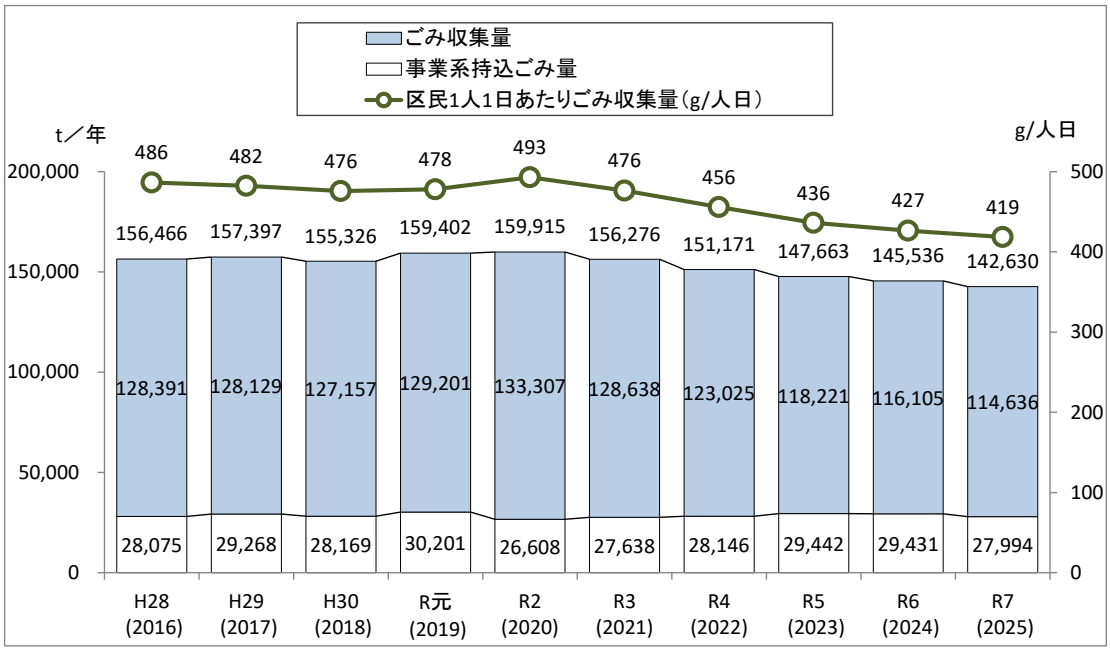

【ごみ収集量・資源回収量とリサイクル率】

ごみ収集量・資源回収量とリサイクル率の推移を図表 34 に示します。

ごみ収集量と同様、資源回収量も令和２（2020）年度をピークに減少傾向にあり、リサイクル率は令和４（2022）年度に 25%に伸びたものの、その後微減となっています。

図表 34　ごみ収集量・資源回収量とリサイクル率

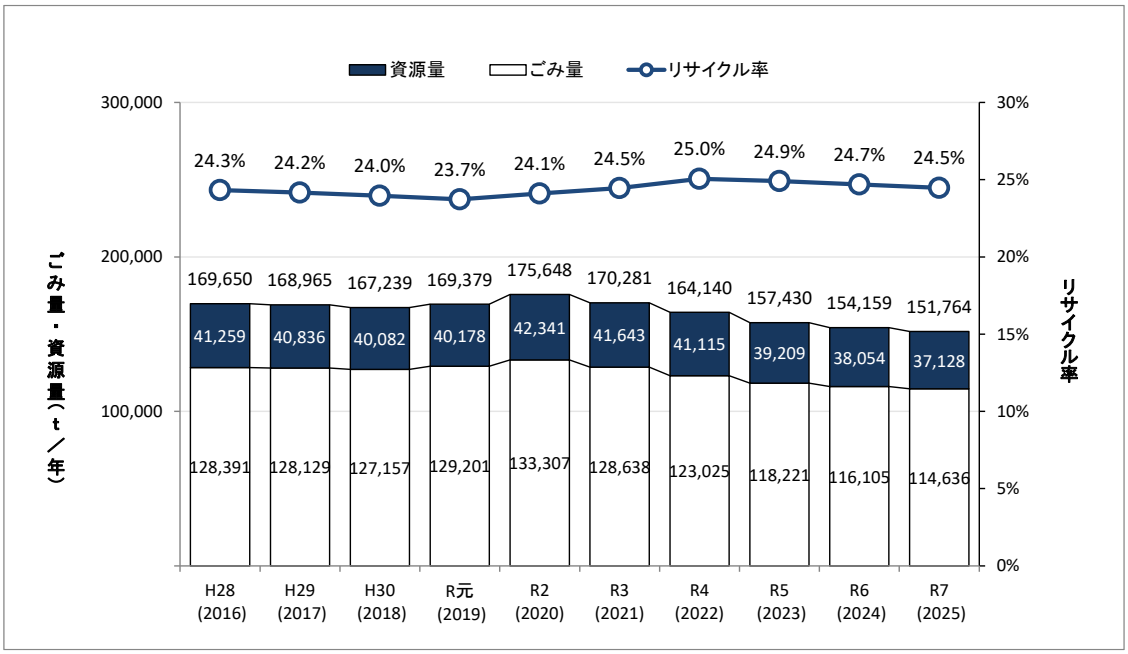

【ごみ収集量の内訳】

収集可燃ごみはコロナ禍の令和２（2020）年度に大きく増加し、その後は減少傾向に転じています。

なお、不燃ごみは令和４（2022）年度より不燃ごみ資源化事業を開始し、大きく減少しています。

図表 35　ごみ（可燃・不燃・粗大）収集量の推移

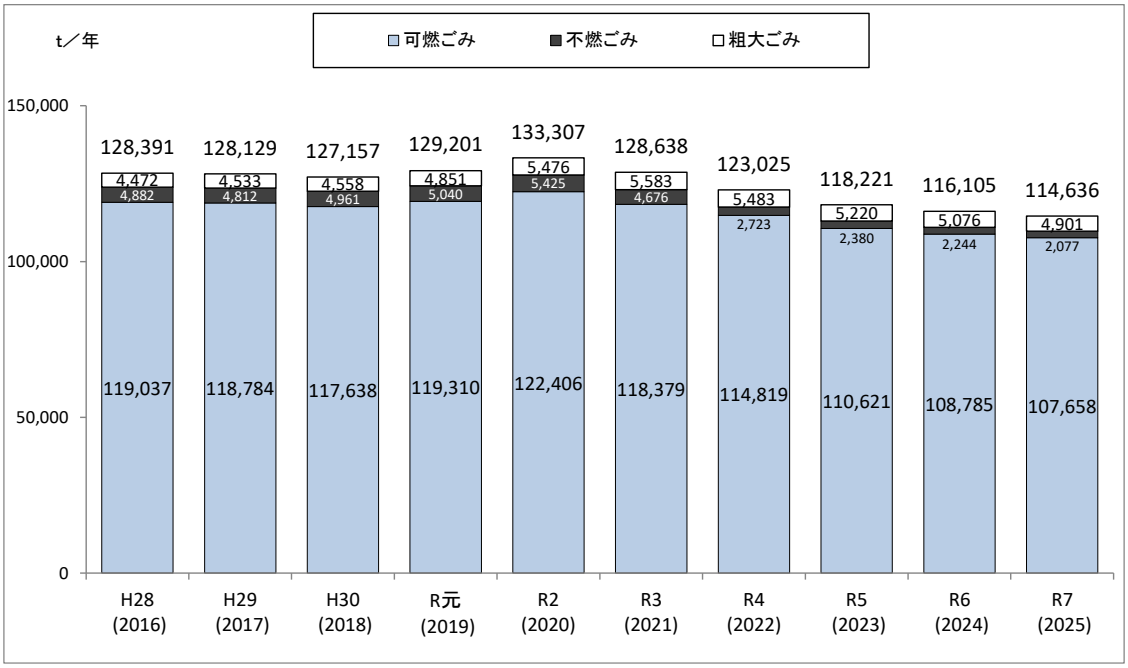

【回収方法別資源回収量の推移】

集団回収量は一貫して減少傾向にあり、コロナ禍の令和２（2020）年度は大きく減少しました。一方、集積所回収・街区路線回収は同年に大幅に増加しましたが、その後は減少傾向が続いています。

図表 36　回収方法別資源回収量の推移

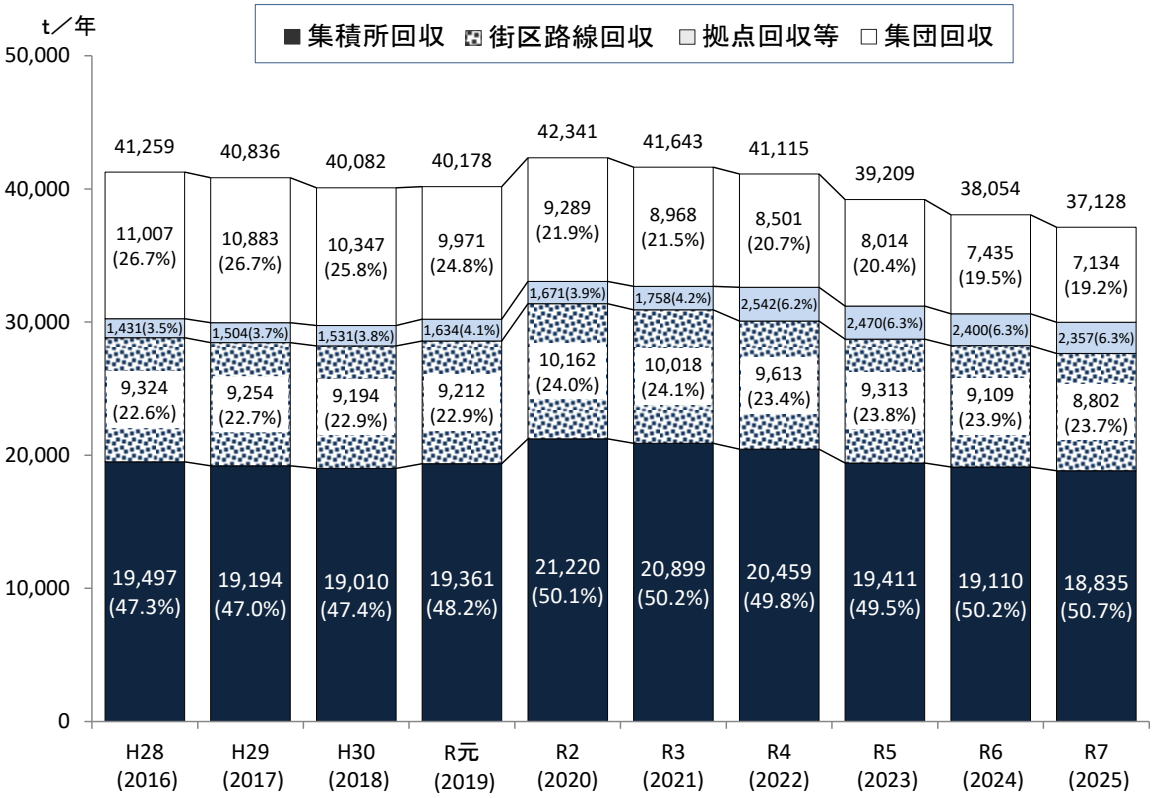

3　現状のまま推移した場合の資源・ごみ量推計

重点指標である「区民１人１日あたりのごみ量」といった計画指標の目標値を定めるにあたっては、新たな取組を行わず、現状の傾向が継続した場合の資源・ごみ量の推計をまず行い、次に新たな取組を行った場合の効果を加えて目標値を定めました。

現状のまま推移した場合の資源・ごみ量の推計結果は以下のとおりです。

(1) 区民１人１日あたりごみ・資源量の推計

現状のまま推移した場合の区民１人１日あたりの資源・ごみ量の推計は、過去の実績に関数式を当てはめるトレンド法により行いました。

図表 37　現状のまま推移した場合の区民１人１日あたり資源・ごみ量の推計

年度	1人1日あたりごみ量(g/人日)								1人1日あたり資源量(g/人日)	
	可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		収集ごみ合計			
	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測
R2	452.6		20.1		20.2		493.0		156.6	
R3	438.5		17.3		20.7		476.5		154.2	
R4	425.4		10.1		20.3		455.8		152.3	
R5	408.1		8.8		19.3		436.1		144.7	
R6	399.6		8.2		18.6		426.5		139.8	
R7	393.1		7.6		17.9		418.6		135.6	
R8		398.5		7.9		18.0		424.5		136.3
R9		394.9		7.6		17.7		420.2		133.4
R10		391.5		7.4		17.5		416.4		130.6
R11		388.5		7.1		17.3		412.9		127.8
R12		385.7		6.9		17.1		409.7		125.1
R13		383.1		6.7		17.0		406.7		122.4
R14		380.6		6.5		16.8		404.0		119.7
R15		378.3		6.4		16.7		401.4		117.0
R16		376.2		6.2		16.6		399.0		114.4
R17		374.1		6.1		16.5		396.7		111.8
R18		372.2		5.9		16.4		394.5		109.2

(2) 人口推計

区の将来人口は、「第３次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）」の推計を用いました。

図表 38　人口の推計

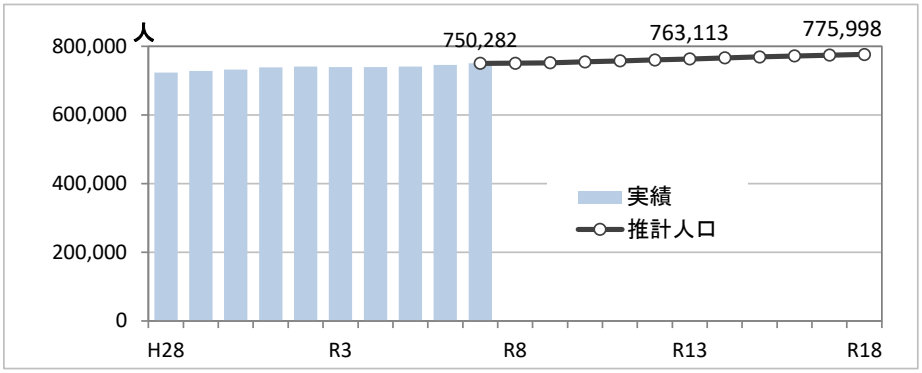

(3) 現状のまま推移した場合の年間排出量の推計

(1)(2)より、

[区民1人1日あたりごみ・資源量の推計×将来人口×年間日数]

で年間のごみ排出量、資源排出量を算出します。また、持込ごみは過去の年間量の実績から別途トレンド推計を行います。

現状のまま推移した場合の年間排出量の推計結果は、図表 39 のとおりとなります。

図表 39　現状のまま推移した場合の資源・ごみ量の推計

年度	年間排出量(t)						区収集ごみ・持込合計 t／年	
	ごみ排出量 t／年		資源排出量 t／年		持込ごみ量 t／年			
	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測
R2	133,307		42,341		26,608		159,915	
R3	128,638		41,643		27,638		156,276	
R4	123,025		41,115		28,146		151,171	
R5	118,221		39,209		29,442		147,663	
R6	116,106		38,054		29,431		145,537	
R7	114,636		37,128		27,994		142,630	
R8		116,281		37,331		28,623		144,904
R9		115,624		36,701		28,661		144,285
R10		114,682		35,958		28,699		143,382
R11		114,149		35,326		28,737		142,887
R12		113,682		34,702		28,776		142,458
R13		113,596		34,173		28,814		142,410
R14		112,941		33,463		28,853		141,794
R15		112,638		32,844		28,891		141,529
R16		112,357		32,225		28,929		141,286
R17		112,373		31,675		28,968		141,341
R18		111,750		30,941		29,007		140,756

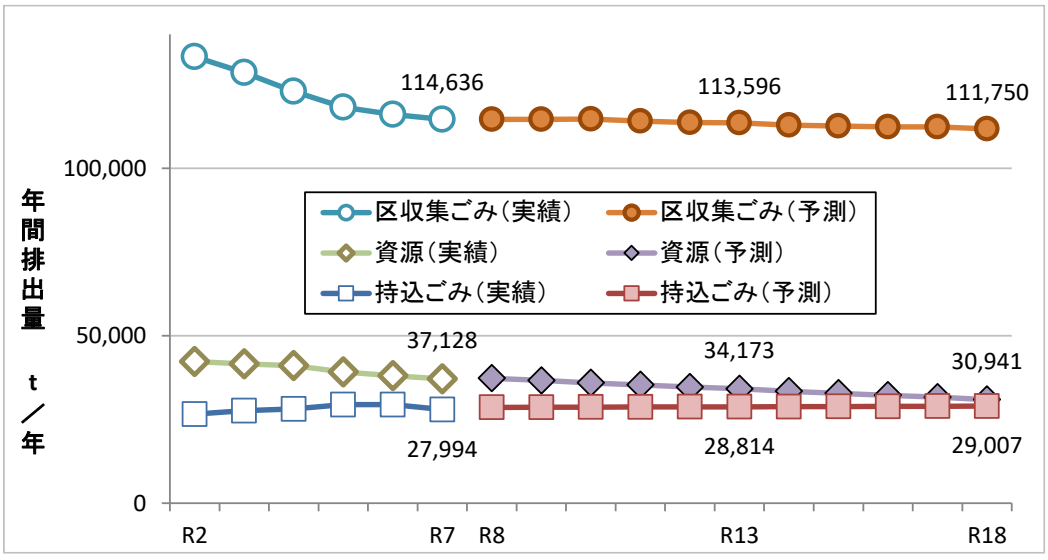

4　ごみ減量・資源化の目標設定

計画指標の令和 18 年度の目標は、現状のまま推移した場合の資源・ごみ量に、

・令和８年 10 月から開始した製品プラスチックの分別回収・資源化
・びん・缶、ペットボトルや古着・古布回収の充実
・剪定枝の資源化の実施

といった本計画に掲げた新たな施策の効果を加えて設定しました。

図表 40　令和 18 年度の目標設定の考え方

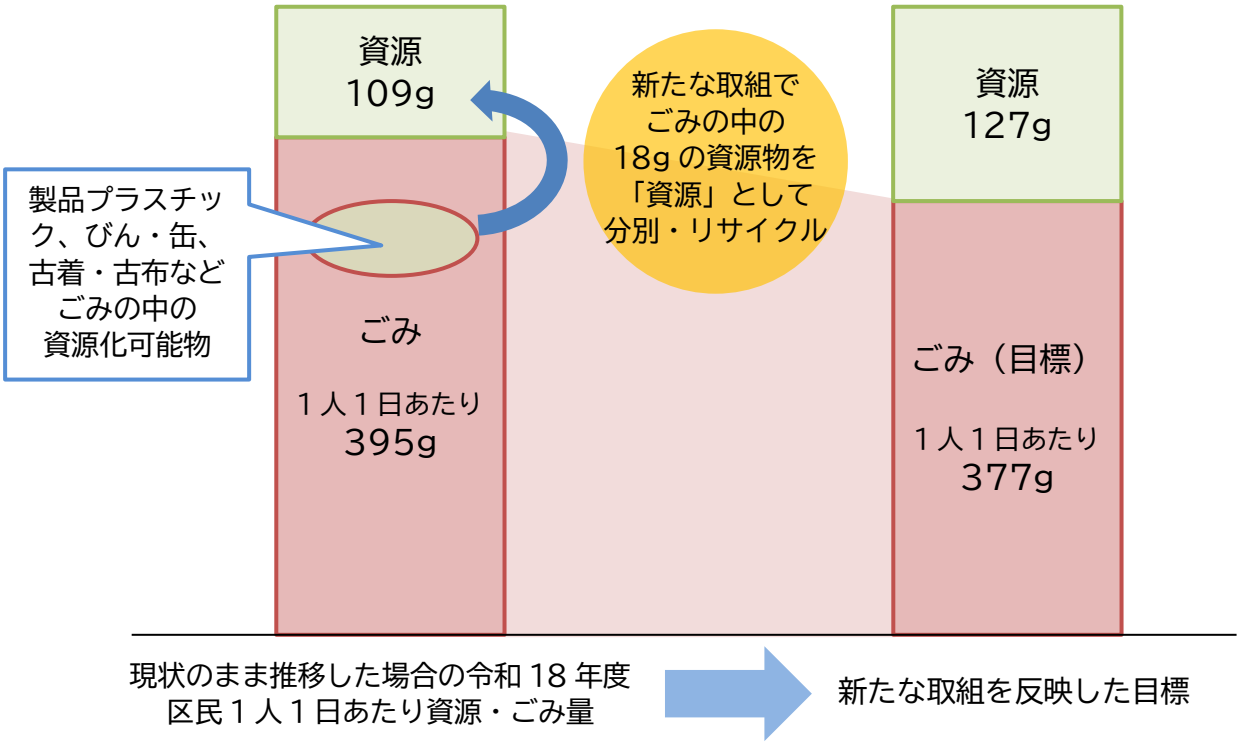

取組の実施時期を考慮した年度別 1 人 1 日あたり資源・ごみ量を次ページの図表 41 に示します。

図表 41　１人１日あたり資源・ごみ量の年度別推計値

単位：g/人日

年度			１人１日あたりごみ収集量 A	１人１日あたり資源回収量 B	１人１日あたり排出量 C＝A＋B	リサイクル率 D＝B÷C
実績		R7(2025)	419	136	554	24.5%
推計	第５次一廃計画期間	R8(2026)	416 (424)	140 (136)	556 (561)	25.2% (24.3%)
		R9(2027)	413 (420)	141 (133)	554 (554)	25.5% (24.1%)
		R10(2028)	409 (416)	138 (131)	547 (547)	25.3% (23.9%)
		R11(2029)	405 (413)	135 (128)	541 (541)	25.0% (23.6%)
		R12(2030)	400 (410)	135 (125)	535 (535)	25.3% (23.4%)
		R13(2031)	394 (407)	135 (122)	529 (529)	25.5% (23.1%)
		R14(2032)	388 (404)	135 (120)	524 (524)	25.8% (22.9%)
		R15(2033)	383 (401)	135 (117)	518 (518)	26.1% (22.6%)
		R16(2034)	381 (399)	132 (114)	513 (513)	25.8% (22.3%)
		R17(2035)	379 (397)	130 (112)	509 (509)	25.5% (22.0%)
		R18(2036)	377 (395)	127 (109)	504 (504)	25.2% (21.7%)

※カッコ内数値は、現状のまま推移した場合の推計値です。

